

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 2019年11月29日 |
| 【事業年度】 | 第8期（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日） |
| 【会社名】 | 霞ヶ関キャピタル株式会社 |
| 【英訳名】 | Kasumigaseki Capital Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 河本 幸士郎 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5510-7651 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 廣瀬 一成 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 |
| 【電話番号】 | 03-5510-7651 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 廣瀬 一成 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|-------------------------|-----------|---------|---------|-----------|
| 決算年月 | 2016年8月 | 2017年8月 | 2018年8月 | 2019年8月 |
| 売上高 (千円) | 874,758 | - | - | 5,352,982 |
| 経常利益 (千円) | 56,514 | - | - | 639,688 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (千円) | 56,522 | - | - | 435,470 |
| 包括利益 (千円) | 56,522 | - | - | 435,470 |
| 純資産額 (千円) | 191,294 | - | - | 1,556,733 |
| 総資産額 (千円) | 1,551,080 | - | - | 6,944,258 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 84.90 | - | - | 565.02 |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 25.09 | - | - | 163.49 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | - | - | - | 152.18 |
| 自己資本比率 (%) | 12.3 | - | - | 22.4 |
| 自己資本利益率 (%) | 34.7 | - | - | 28.0 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | 17.32 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 569,687 | - | - | 2,502,501 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 101,309 | - | - | 294,391 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | 436,367 | - | - | 2,762,733 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | 175,248 | - | - | 572,671 |
| 従業員数 (名) | 4 | - | - | 38 |
| 〔ほか、平均臨時雇用人員数〕 | 〔2〕 | 〔-〕 | 〔-〕 | 〔-〕 |

(注) 1. 当社は第5期及び第8期において連結財務諸表を作成しております。第6期及び第7期は、連結子会社が存在しなくなったため、連結財務諸表を作成しておりません。

2. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

3. 第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であったため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

4. 第5期の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。

5. 第5期及び第8期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員(8時間換算)を外数で記載しております。

7. 2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行い、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算出しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 2015年8月 | 2016年8月 | 2017年8月 | 2018年8月 | 2019年8月 |
| 売上高 (千円) | 1,159,279 | 973,769 | 1,266,389 | 4,041,067 | 5,335,034 |
| 経常利益 (千円) | 181,570 | 61,144 | 118,670 | 342,335 | 636,688 |
| 当期純利益 (千円) | 16,035 | 61,152 | 70,355 | 227,960 | 432,470 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | 95,000 | 95,000 | 170,000 | 170,000 | 408,512 |
| 発行済株式総数 | | | | | |
| 普通株式 (株) | 56,330 | 56,330 | 56,330 | 1,210,600 | 1,377,600 |
| A種優先株式 | - | - | 4,200 | - | - |
| 純資産額 (千円) | 134,771 | 195,924 | 416,278 | 644,238 | 1,553,733 |
| 総資産額 (千円) | 1,094,366 | 1,550,764 | 1,887,822 | 3,312,560 | 6,389,105 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 2,392.54 | 86.95 | 171.93 | 266.08 | 563.93 |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - | - | 40.00 |
| (1株当たり中間配当額) (円) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 1株当たり当期純利益金額 (円) | 317.51 | 27.14 | 31.21 | 94.15 | 162.36 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円) | - | - | - | - | 40.00 |
| 自己資本比率 (%) | 12.3 | 12.6 | 22.1 | 19.4 | 24.3 |
| 自己資本利益率 (%) | 20.2 | 37.0 | 23.0 | 43.0 | 39.4 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | 17.44 |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | 12.7 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | - | 289,663 | 2,846 | - |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | - | 319,604 | 649,161 | - |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | - | 237,705 | 878,420 | - |
| 現金及び現金同等物の期末残高 (千円) | - | - | 374,724 | 606,831 | - |
| 従業員数 (名) | 2 | 4 | 11 | 24 | 38 |
| 〔ほか、平均臨時雇用人員数〕 | 〔-〕 | 〔2〕 | 〔2〕 | 〔-〕 | 〔-〕 |
| 株主総利回り (%) | - | - | - | - | - |
| (比較指標：-) (%) | (-) | (-) | (-) | (-) | (-) |
| 最高株価 (円) | - | - | - | - | 3,200 |
| 最低株価 (円) | - | - | - | - | 1,188 |

- (注) 1. 2015年6月30日付で合同会社から株式会社に組織変更しております。
2. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第4期については潜在株式がないため記載しておりません。また、第5期、第6期及び第7期については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 第7期以前の株価収益率は当社株式が非上場であったため記載しておりません。

6. 営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高については、第4期につきましてはキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、第5期及び第8期につきましては連結財務諸表を作成しているため、記載しておりません。
7. 第5期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第4期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。
8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員（8時間換算）を外数で記載しております。
9. 2015年8月2日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。
10. 2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行い、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算出しております。
11. 株主総利回り及び比較指標は、第8期に東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。
12. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。第7期までは非上場であるため、記載しておりません。

2【沿革】

当社は、東日本大震災で被災したショッピングセンターフォルテ(宮城県柴田郡大河原町)の取得及び再生を目的とした合同会社の設立により事業を開始いたしました。

設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

| 年月 | 概要 |
|----------|--|
| 2011年 9月 | 宮城県仙台市宮城野区において合同会社フォルテ(現 当社)を設立 ショッピングセンターフォルテ(宮城県柴田郡大河原町)を取得し、ショッピングセンター事業を開始 |
| 2011年11月 | 本社を宮城県柴田郡大河原町字小島2番地1に移転 |
| 2013年 6月 | ショッピングセンターの屋上に太陽光パネルを572kW設置し売電を行い、自然エネルギー事業を開始 |
| 2014年 3月 | 伊豆の国太陽光発電施設(静岡県伊豆の国市・2,205kW)を開発(注)1 |
| 2014年 9月 | 笹塚マンション開発に係るコンサルティングを行い、不動産コンサルティング事業を開始 |
| 2014年10月 | 群馬千代田太陽光発電施設(群馬県邑楽郡・165kW)を取得し、自社発電施設として売電開始(注)2 |
| 2015年 3月 | 三重久保太陽光発電施設(三重県度会郡・333kW)を取得し、自社発電施設として売電開始(注)2 高千穂太陽光発電施設(宮崎県西臼杵郡・110kW)を取得し、翌日より自社発電施設として売電開始(注)2 |
| 2015年 6月 | 合同会社から株式会社へ改組 |
| 2015年 8月 | 当社の商号を現在の霞ヶ関キャピタル株式会社に変更 本社を東京都千代田区霞が関三丁目7番1号に移転 資本金を95,000千円に増資 合同会社六戸メガソーラー(六戸太陽光発電施設(2,160kW)の開発SPC)を吸収合併 合同会社G Pインベストメント(高隈太陽光発電施設(4,640kW)の開発SPC)を吸収合併 |
| 2015年10月 | 合同会社グリーンパワー(伊豆の国太陽光発電施設(2,205kW)の開発SPC)を吸収合併 合同会社メガソーラー1号(四万十太陽光発電施設の開発SPC)を吸収合併 |
| 2016年 2月 | 合同会社山元第一(山元第一太陽光発電施設(2,411kW)の開発SPC)を設立 |
| 2016年 7月 | 合同会社山元第一を営業者とする匿名組合山元第一を連結子会社化 |
| 2016年10月 | 連結子会社である匿名組合山元第一の出資持分を売却 |
| 2017年 3月 | 鹿児島加世田太陽光発電施設(鹿児島県南さつま市・718kW)を取得し、自社発電施設として売電開始(注)2 |
| 2017年 7月 | 本社を現在の東京都千代田区霞が関三丁目2番1号に移転 |
| 2017年 8月 | 資本金を170,000千円に増資 |
| 2017年 9月 | 小型陸上風力発電施設(北海道松前郡・99kW)を開発(注)1 |
| 2017年10月 | 大阪大正区物流センター太陽光発電施設(大阪府大阪市・2,541kW)を開発(注)1 |
| 2017年11月 | 宅地建物取引業者免許を取得 |
| 2018年11月 | 東京証券取引所マザーズ市場上場 |
| 2019年 6月 | 合同会社Alpha Energyを営業者とする匿名組合Alpha Energyを連結子会社化 |
| 2019年 9月 | インドネシアに現地法人PT. Kasumigaseki Development Indonesiaを設立 タイに現地法人Kasumigaseki Capital (Thailand) Co., Ltd.を設立 当社100%出資子会社として霞ヶ関パートナーズ株式会社、霞ヶ関投資顧問株式会社、霞ヶ関アセットマネジメント株式会社の3社を設立 |

(注)1. 各自然エネルギー施設に係る匿名組合出資又は権利譲渡を受けた日を開発の定義としております。

2. 各太陽光発電施設の引き渡しを受けた日を取得の定義としております。

3【事業の内容】

当社グループは、潜在する価値を再生し価値の化学反応を促進する「価値の再生」という経営理念のもと、「環境・エコロジー」、「ライフスタイル」、「地方創生」の3つの事業領域において事業を展開しております。事業を遂行するにあたっては、3つの行動指針（社会貢献、次世代へのバトン、突破力）に基づいております。

具体的な事業内容は、太陽光発電等の発電用地の取得、施設等の開発を行う自然エネルギー事業、不動産に関連するコンサルティング及び収益不動産の開発を行う不動産コンサルティング事業の2つで、いずれも社会的意義を有する事業であることが特徴となります。

(1) 自然エネルギー事業

当社グループは、太陽光発電等の施設の開発及び販売、電気事業者への売電を行っております。当社グループの自然エネルギー事業で取り扱う自然エネルギーは一般的に再生可能エネルギーと呼ばれ、永続的に利用可能な太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等の総称です。

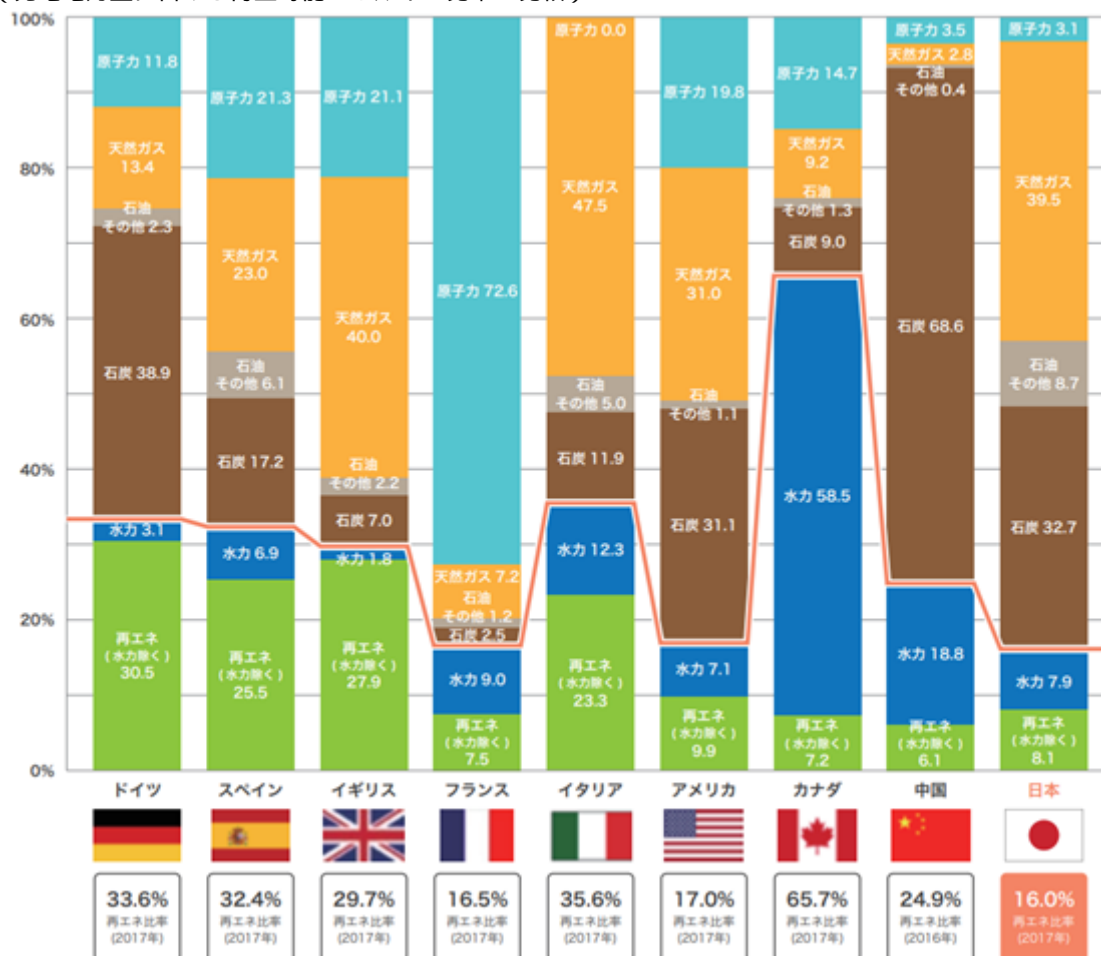
再生可能エネルギー政策の潮流

再生可能エネルギーの導入は世界的なエネルギー政策の潮流であり、世界各国は再生可能エネルギーの導入に係る取り組みを推進しております。

また、2015年末にはCOP21（国連気候変動枠組条約第21回締約国会議）において2020年以降の温暖化対策の国際枠組みについて合意が得られたことにより、今後も世界中で更なる再生可能エネルギーの導入が期待されております。

再生可能エネルギーは、国内で調達可能なことから、資源の乏しい我が国のエネルギー自給率向上に資するとともに、温室効果ガスを排出しないことから温暖化対策に寄与するエネルギー源として近年注目されています。しかしながら、我が国における発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合は、2017年において16.0%（水力を除くと8.1%）（出典：経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2018年度版」）と欧州主要国に比して遅れているのが現状です。

（発電電力量に占める再生可能エネルギー比率の比較）



出典：経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2018年度版」

このような世界的エネルギー政策の潮流を受け、日本政府は国内における再生可能エネルギーの導入拡大を目的とし、固定価格買取制度（FIT）（*1）を導入しました。

また、日本政府は2015年7月に「長期エネルギー需給見通し」（以下「エネルギーミックス」という。）を公表し、現在の再生可能エネルギー発電の比率を2030年度までに22%～24%程度に高めることを目標として掲げており、再生可能エネルギー市場の発電量は次のように見込まれております。

（国内再生可能エネルギー発電量（GWh／年））

| | 太陽光 | バイオマス | 風力 | 地熱 | 水力 |
|------------|--------|---------------|--------|---------------|---------------|
| 2013年度実績 | 11,400 | 17,600 | 5,200 | 2,600 | 84,900 |
| 2030年度政府目標 | 74,900 | 39,400～49,000 | 18,200 | 10,200～10,300 | 93,900～98,100 |
| 成長倍率 | 約6.6倍 | 約2.2～2.8倍 | 約3.5倍 | 約3.9～4.0倍 | 約1.1～1.2倍 |

（注） GWh（ギガ・ワット・アワー）は電力量を示す単位であり、千MWh（メガ・ワット・アワー）、百万kWh（キロ・ワット・アワー）又は十億Wh（ワット・アワー）と同じ量を意味します。

出典：経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2015年度版」

2018年7月には、第5次エネルギー基本計画が閣議決定され、「2030年のエネルギーミックスの確実な実現に全力を挙げる」こと等が政府方針とされました。

自然エネルギー発電施設の事業開発から販売について

自然エネルギー事業では、再生可能エネルギー発電施設のデベロッパーとして、新しい発電施設の企画・開発・販売を行います。

当社グループは自治体許認可の取得、地権者と土地賃借・売買契約の締結、金融機関等からの資金調達及びEPC事業者（*2）との工事契約締結等を行い、再生可能エネルギー発電施設を各種投資家へ販売します。

（事業開発から販売までの流れの概要と当社の役割）

再生可能エネルギー発電施設の事業開発から販売までの流れは、案件の発掘、土地確保・土地権利関係の整理・発電施設の設計・許認可取得等の「権利の整理」、詳細設計・造成等の「詳細プランニング」、出資・融資両面での「資金調達」、発電施設の「工事」及び「販売」に大別されます。「販売」においては工事完成前に権利譲渡を行うこともあります。当社グループは、この再生可能エネルギー発電施設開発の一連のプロセス全般の指揮・監督を担っております。

「権利の整理」において、当社グループは案件候補の事業性評価を行い、有望案件を選別します。主な評価事項は地権者・地域関係者からの同意取得の蓋然性、許認可取得の蓋然性、収益性の確保及び、事業リスクの評価です。当社グループは環境・エネルギー分野における調査・コンサルティング実績のある企業や、環境関連の人的・情報ネットワーク、各地域にネットワークを持つ各地域の親密先企業を活用して新規案件開拓に取り組んでおります。

一定の事業性が認められた案件については、資金調達の蓋然性等を含めたより詳細な検証を行うと同時に地権者協議、設計・電力会社協議及び許認可取得を進めてまいります。法令や条例により環境アセスメント（*3）の実施が定められる場合には、環境アセスメントを実施して開発を推進します。

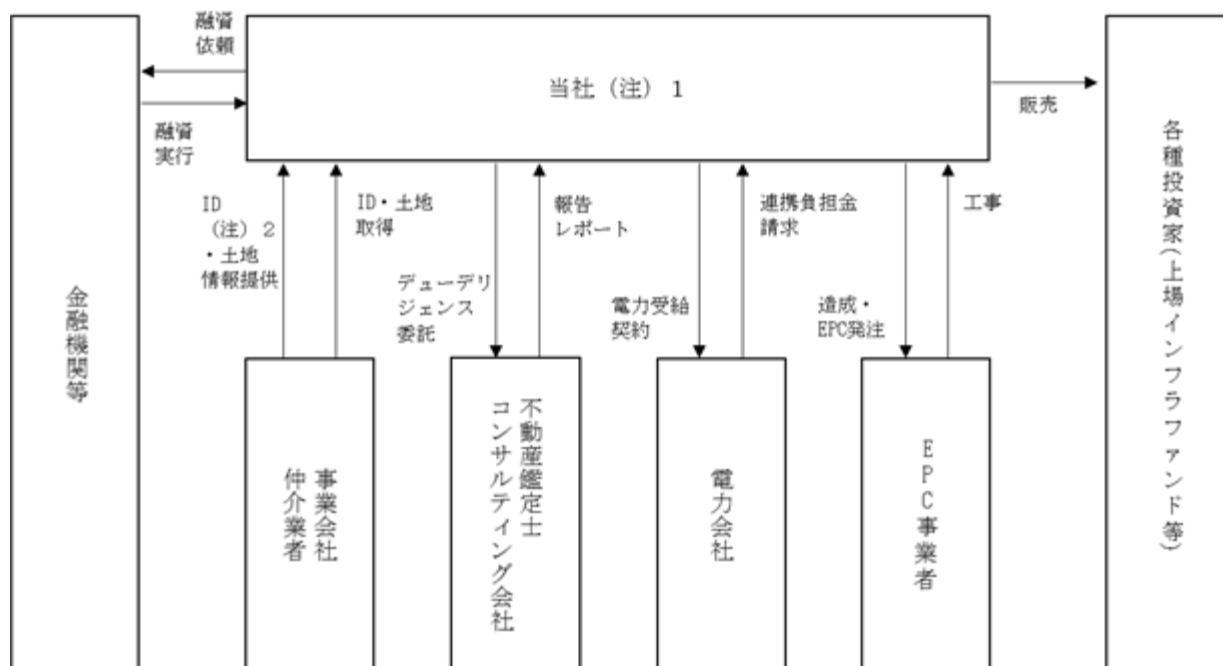
「権利の整理」が終了した案件については、開発に向けて設計・造成等の「詳細プランニング」を実施いたします。

当社グループは再生可能エネルギー発電施設の立ち上げ・運営に必要な知見・プロジェクトマネジメントのノウハウ等を有する専門人材を擁しています。また、大手企業グループの系列に属さない独立系の事業者として、案件毎に多様な事業パートナーと連携して事業開発を推進しております。

再生可能エネルギー発電施設の事業開発は、発電施設の立地する地域の自然環境資源を活用して行うものであり、地域社会に対する配慮及び地域環境への最大限の配慮の上で開発していくものです。法令や条例で定められた許認可や環境アセスメントの実施のみならず、地域社会との対話や貢献、地域環境への配慮を重視しながら開発を進めていくことも、当該業務における当社グループ事業開発の特徴のひとつです。

発電施設の工事自体はEPC事業者に委託し、複数案件を立ち上げてきたノウハウを活かして発電施設建設の指揮・監督を行います。工事完成後は、各種投資家（上場インフラファンド等）へ販売します。なお、工事完成前に権利譲渡を行うこともあります。

[開発から売却時までの事業系統図]



(注) 1 工事完成前に権利譲渡を行うこともあります。

(注) 2 固定価格買取制度 (FIT) における事業計画認定申請に伴い、経済産業省から付与されるユーザ識別のために用いられる符号になります。

自然エネルギー売電事業について

当社グループは収益性を鑑みて、太陽光発電施設を取得・整備し自社で発電した電力を、固定価格買取制度 (FIT) に則り登録小売電気事業者又は一般送配電事業者に販売しております。開発した発電施設を長期に亘り所有し、当該発電施設の売電収入を「自然エネルギー事業」の売上として計上しております。売電については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT法)に基づき所定の買取期間に亘り売電価格が保証されるため、「売電事業」は長期的に安定した売上が見込まれます。第8期(2019年8月期)末現在の売電中の発電施設の概要及び売電契約先の状況は以下のとおりです。

(売電中の太陽光発電施設一覧)

| 施設名称 | 住所 | パネル出力 (kW) | 買取価格 (1 kWh当たり) | 売電開始時期 | 売電契約先 |
|--------|-----------|------------|-----------------|----------|----------|
| 群馬千代田 | 群馬県邑楽郡 | 165 | 36円 | 2014年10月 | 株式会社新出光 |
| 三重久保 | 三重県度会郡 | 333 | 36円 | 2015年3月 | 中部電力株式会社 |
| 高千穂 | 宮崎県西臼杵郡 | 110 | 36円 | 2015年4月 | 九州電力株式会社 |
| 鹿児島加世田 | 鹿児島県南さつま市 | 718 | 32円 | 2017年3月 | 九州電力株式会社 |

(* 1) 固定価格買取制度 (FIT)

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(FIT法)に基づき、電気事業者 (電気事業法上に定義された、小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業を営む事業者の総称) が再生可能エネルギーで発電された電力を固定価格で買い取る制度です。太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等により発電された電力が当該制度に基づいて電気事業者に販売され、その他販売単価は年度毎に経済産業省・資源エネルギー庁の調達価格等算定委員会において定められます。電気事業者との受給契約 (売電契約) ・系統連系契約 (電力系統への接続契約) が締結された場合、一定期間 (10kW以上太陽光・バイオマス・風力・水力: 20年間、地熱: 15年間) に亘り事業認定手続き等に基づき適用される固定価格での電力売買が行われます。また、2015年1月に、太陽光発電所や風力発電所等の自然変動電源による発電量が大幅に増加した場合でも電力需給バランスを保ち、電力供給の安定化を図ることを目的とし、出力抑制ルールを拡充する制度改定が行われております。出力抑制ルールに基づき、旧一般電気事業者 (東京電力 (現東京電力ホールディングス) ・北海道電力・東北電力・北陸電力・中部電力・関西電力・中国電力・四国電力・九州電力・沖縄電力) の総

称)は、一定条件のもとで再生可能エネルギーを電源とする発電所による系統への送電電力の数量や質に制限を加えることができます。

FIT法に基づく再生可能エネルギー電源の買取期間及び買取価格は、下記表のとおりです。

(買取期間及び買取価格推移の抜粋)

| 電源 | 区分 | 買取期間 | 買取価格(1kWh当たり) | | | | | | | | | |
|--------------|----------------------------------|------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|--|
| | | | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | | |
| 太陽光 (事業用) | 10kW以上 500kW未満 | 20年間 | 40円 | 36円 | 32円 | 29円 | 27円 | 24円 | 21円 | 18円 | 114円 | |
| | 500kW以上 2,000kW未満 | | | | | | | | | | 入札制 | |
| | 2,000kW以上 | | | | | | | | | | 入札制 | |
| 風力 | 陸上20kW未満 | 20年間 | 55円 | | | | | | 20円 | 19円 | | |
| | 陸上20kW以上 | | 22円 | | | | 22円 | 21円 | | | | |
| | 洋上 | | 36円 | | | | | | | | | |
| バイオマス | メタン発酵ガス | 20年間 | 39円 | | | | | | | | | |
| | 間伐材由来 2,000kW未満 | | 32円 | | | 40円 | | | | | | |
| | 間伐材由来 2,000kW以上 | | 32円 | | | | | | | | | |
| | 一般木質 10,000kW未満 | | 24円 | | | | | | 24円 | | 24円 | |
| | 一般木質 10,000kW以上 20,000kW未満 | | | | | | | | 24円 | | 24円 | |
| | 一般木質 20,000kW以上 | | 13円 | | | | | | | | | |
| | 建設資材廃棄物 | | 17円 | | | | | | | | | |
| | 一般廃棄物その他バイオマス | | | | | | | | | | | |
| 地熱 | 15MW未満 | 15年間 | 40円 | | | | | | | | | |
| | 15MW以上 | | 26円 | | | | | | | | | |
| 中小水力 | 200kW未満 | 20年間 | 34円 | | | | | | | | | |
| | 200kW以上 1,000kW未満 | | 29円 | | | | | | | | | |
| | 1MW以上 30MW未満 | | 24円 | | | | | | 27円 | | | |
| | 1MW以上 5MW未満 | | | | | | | | 24円 | | | |
| | 5MW以上 30MW未満 | | 24円 | | | | | | 20円 | | 20円 | |

出典：経済産業省・資源エネルギー庁ウェブサイト

(注) 1 kW(キロ・ワット)、MW(メガ・ワット)は電力の大きさを示す単位で、MWは千kW(キロ・ワット)又は百万W(ワット)と同じ大きさを意味します。

2 買取価格は、各年度の期間内にFIT法に基づく要件を満たした再生可能エネルギー発電所の買取期間に亘り適用される、固定の電力買取価格(消費税抜表示)を示しております。

3 表示年度は各年4月から翌年3月までの期間を意味しております。

4 2015年度の太陽光の買取価格は2015年6月までが29円、7月以降が27円と設定されております。

5 2017年度の陸上風力の買取価格は2017年9月までが22円、10月以降が21円と設定されております。

- 6 2017年度のバイオマス（一般木質20,000kW以上）の買取価格は2017年9月までが24円、10月以降が21円と設定されております。
- 7 2017年度の中小水力（5 MW以上30MW未満）の買取価格は2017年9月までが24円、10月以降が20円と設定されております。

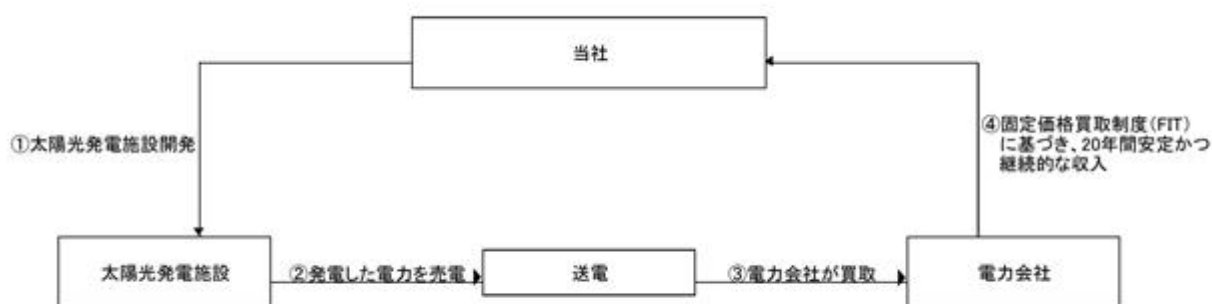
（*2）EPC事業者

発電施設建設において、Engineering（設計）、Procurement（調達）及びConstruction（建設）を含む一連の工程を請け負う事業者を指しています。

（*3）環境アセスメント

1997年6月に制定された環境影響評価法（環境アセスメント法）は、道路、ダム、鉄道、空港、発電所等の13種類の事業において環境アセスメントの手続きを行うことを定めております。環境アセスメントにおいては、「環境の自然的構成要素の良好な状態の保持」（大気環境、水環境及び土壌環境・その他の環境）、「生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全」（植物、動物及び生態系）、「人と自然との豊かな触れ合い」（景観及び触れ合い活動の場）、「環境への負荷」（廃棄物及び温室効果ガス等）の中から対象事業の性質に応じて適切な環境要素が選定され、事業者自らが選定・予測・評価を行い、行政の意見を求めます。

[自然エネルギー売電事業の流れ]



(2) 不動産コンサルティング事業

不動産コンサルティング事業においては、未利用や老朽化により有効活用されていない土地や建物を取得し、その不動産の持つ本来の価値を最大化させるためのプロデュースを行っております。現代日本が抱える空き家問題や、需要拡大が見込まれているインバウンド観光に伴う宿泊施設不足等、個々の物件特性に応じた最適な施策を行い、資産価値向上を図っております。

コンサルティング領域

当社グループは、不動産業界に関する知見と経験を活かし、不動産コンサルティングを営んでおります。重要な社会財産である不動産を有効活用すること等、様々な投資家の多岐にわたるニーズに対応したソリューションを提供し、投資家サイドに立ったコンサルティングを行っております。

不動産コンサルティングを通じて、不動産の持つ潜在的価値を実現に近付ける方法や市場から入手した不動産の情報を投資家に提供しております。また、情報の収集力や収集した情報の評価・査定力、不動産活用に係る戦略立案や、並びに当該戦略を具現化する実行力等を不動産価値の最大化に向けた付加価値の源泉として、顧客ニーズに対応しております。

収益不動産売買領域

（ホテル・認可保育園）

当社グループは、訪日外国人旅行者の増加により、都市部や観光地のホテル需要が高まる中、多様化する宿泊需要に対応したホテルの開発や日本が抱える社会問題の一つである待機児童や保育士不足の解消につながる認可保育園及び保育士向け住宅の開発を進めております。土地を取得し、新規に宿泊施設の開発を行うだけでなく、既存建物を取得した後、ホテル・旅館等へのコンバージョン（建物の用途変更）した物件の開発も行っております。

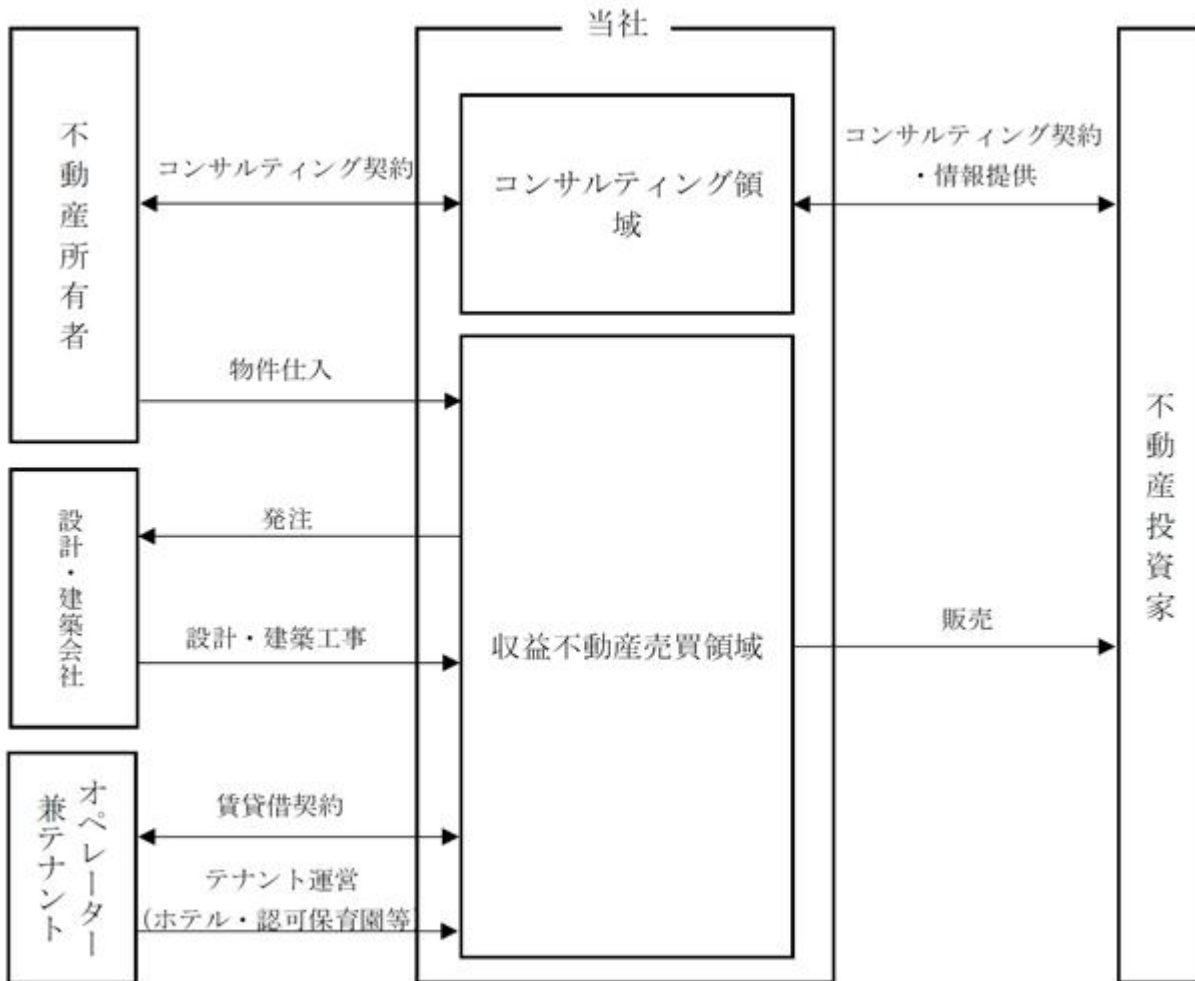
物件については、テナント運営会社（オペレーター）と賃貸借契約を締結することにより、安定した収益を享受できる物件の開発を行っております。

また、ホテル・旅館等の宿泊施設以外の既存収益物件の取得も行っており、リノベーション（主に間取り変更を伴う内装工事）業者への施工・発注、リーシング戦略に基づくリーシング業者へのリーシング業務（入居者募集業

務)の依頼を行い、稼働率向上による収益改善等の付加価値を高めた上で、主に、個人富裕層又は当該個人の資産管理会社、一般事業法人、あるいは、不動産会社等に販売しております。

物件購入後は、速やかにプランの実行を行うことで、販売用不動産の保有期間の短縮化を図っております。

[事業系統図]



(ショッピングセンター)

当社グループは、東日本大震災により被災したショッピングセンターフォルテ（宮城県柴田郡大河原町）を再生することを目的として取得し、ショッピングセンターの運営を行っております。

ショッピングセンターフォルテでは、地域コミュニティの生活基盤の一部としての役割を担うよう、地域のお客様が利用しやすい魅力ある施設づくりに取り組んでおります。具体的には、地域のお客様が日常的に足を運んでくれるよう日常生活に密着した質の高いテナントを誘致し、施設の集客力を高めております。施設の集客力向上に伴い、より魅力的なテナントが入居するようになり、さらに施設の集客力が高まるといった好循環な事業環境を作り上げております。

なお、ショッピングセンター管理運営は、プロパティマネジメント（PM）会社（株式会社フォルテ・マネジメント）と業務委託契約を締結し、建物に関する設備管理、工事管理、清掃管理、保守管理、警備業務等のビルマネジメントは、ビルマネジメント（BM）会社（エーエフマネジメント株式会社）と業務委託契約を締結し、ショッピングセンターフォルテの資産価値を最大限に高める運用を行っております。

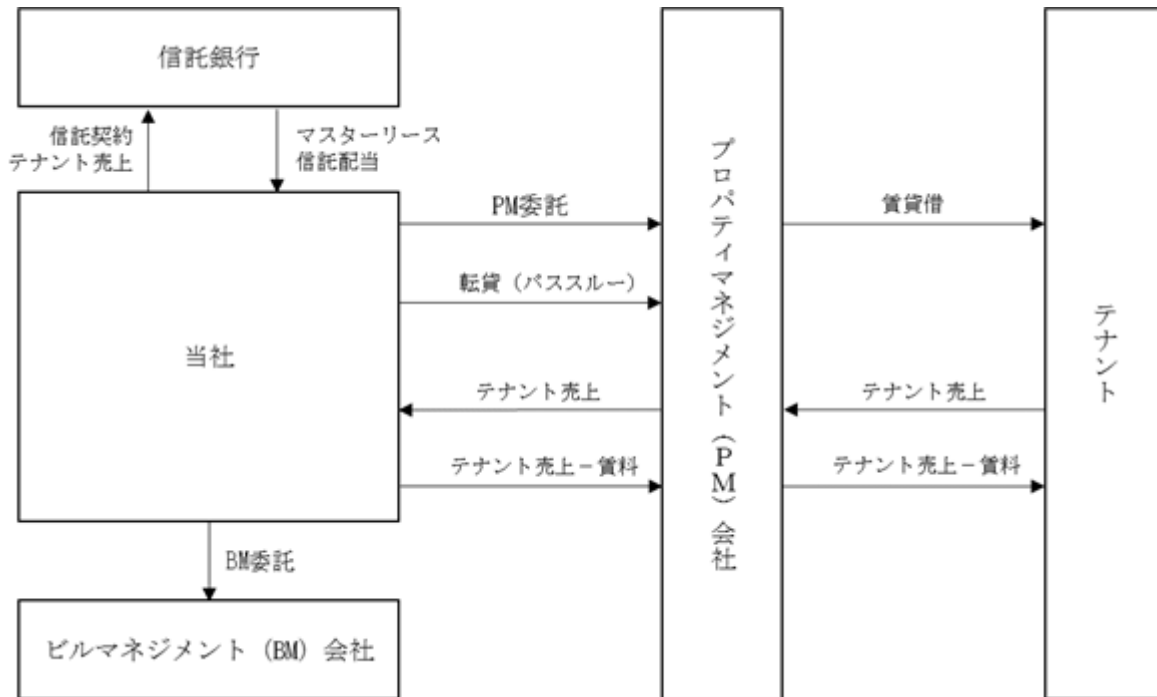
また、ショッピングセンターフォルテについて、当社グループは信託銀行と不動産信託契約を締結しており、所有権を信託譲渡した信託銀行より、賃借人として賃借（マスターリース）し、株式会社フォルテ・マネジメントへ転貸し、さらに各テナントへ転々貸しております。信託配当は、信託銀行から必要な運営経費等を差し引いた金額を受け取っております。

(保有ショッピングセンター)

| | |
|----|--------------------------|
| 名称 | フォルテ SEASON'S WALK FORTE |
| 住所 | 宮城県柴田郡大河原町字小島 2 番地 1 |

| | |
|--------|--------------------------------|
| テナント数 | 44店舗（2019年8月末現在） |
| 主要テナント | 食品スーパー、ドラッグストア、100円ショップ、衣服小売店等 |
| 敷地面積 | 57,327.18㎡（うち借地面積43,969.43㎡） |
| 延床面積 | 35,344.97㎡ |
| 建物構造 | 鉄骨、鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 |

[事業系統図]



(海外展開)

近年の東南アジア諸国は、内需の堅調な成長に加えて外国資本の積極的な投資を背景に成長を続けていることから、当社グループは東南アジア市場に事業拡大の機会を見出しております。その一環としてタイ・インドネシアに現地法人を設立し、当社グループの事業展開方針である「成長性のある事業分野 × 社会的意義のある事業」に基づき、成長を続ける同国において更なる事業機会を見出しております。

タイ王国の不動産デベロッパーであるMagnolia Quality Development Corporationが、タイ・バンコク市内の中心部において進めている分譲マンション開発プロジェクト「Mulberry Grove Sukhumvit」について、当社関連会社を通じて、共同事業に関する合弁契約を締結しており、当社グループとして初の海外での分譲マンション開発事業を進めております。

4【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業の内容 | 議決権の 所有割合(%) | 関係内容 |
|-----------------------------|---------|--------------|-----------|-----------------|------|
| (連結子会社) 匿名組合Alpha Energy | 東京都千代田区 | 135 | 自然エネルギー事業 | - | - |

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 特定子会社に該当しております。
 4. 匿名組合出資であるため、当社の議決権はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年8月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|---------------|---------|
| 自然エネルギー事業 | 6 |
| 不動産コンサルティング事業 | 17 |
| 全社(共通) | 15 |
| 合計 | 38 |

- (注) 従業員数は就業人員であります。なお臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2019年8月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 38 | 35.3 | 1.5 | 8,918 |

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|---------------|---------|
| 自然エネルギー事業 | 6 |
| 不動産コンサルティング事業 | 17 |
| 全社(共通) | 15 |
| 合計 | 38 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。なお臨時従業員数は、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
 2. 平均年間給与は、賞与、及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当事業年度末までの1年間で14名増加しましたのは、主として業務拡大に伴う採用によるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は以下のとおりです。

当社グループの事業領域は自然エネルギー事業及び不動産コンサルティング事業から構成されております。

自然エネルギー事業において、当社グループは再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴い太陽光発電施設の開発を行っており、今後も既存事業から安定的な収益を確保し、事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。

不動産コンサルティング事業においては、主に商業用不動産やレジデンス物件に対するコンサルティングを行っておりますが、案件の多様化により当社グループ自らが主体的に事業を行うため、宅地建物取引業者免許を取得しました。また更なる事業の拡大に向けて、人材の確保と育成及びノウハウの蓄積、組織力強化を進めてまいります。

また、当社グループが所有するショッピングセンターにおいては、地域に密着した経営方針のもと収益は安定しておりますが、さらなる優位性を確保するため、テナント戦略、大規模リニューアル等によってさらにバリューアップに取り組んでおります。

上記のとおり事業規模の拡大に伴い、より高度な経営管理体制構築の必要性が求められ、当社グループでは事業拡大と共に内部統制の強化も目指して、以下のとおりに取り組んでまいります。

(1) 太陽光発電における領域の開拓

当社グループはこれまで野立て太陽光発電を中心に自然エネルギー事業の展開を進めてまいりました。今後は、屋根上太陽光発電施設の開発等にも注力してまいります。

その具体的な取り組みについては、経験豊富な人材の獲得、取引企業及び金融機関等との積極的な情報交換によるネットワークの強化があります。

今後も、収益拡大に貢献する太陽光発電における領域の開拓のために各種施策の展開を図ってまいります。

(2) 不動産コンサルティング案件の開拓

不動産コンサルティング案件の開拓において今後、さらなる事業の拡大には組織だった案件ソーシングが必要であります。その課題を改善するため、経験豊富な人材の獲得を進め、また教育・研修等により人材の底上げを図ってまいります。

(3) ショッピングセンターのバリューアップ

当社グループが所有するショッピングセンターは、地域に密着した経営方針のもと運営してまいりました。長引く景気の低迷及び人口の減少等により、消費が上向かない小売業界は、競争及び事業環境の変化も激しく推移しております。

そのような状況下、当社グループのショッピングセンター運営における収益構造は、固定賃料及び変動賃料（売上歩合）となっており、販売用不動産としての価値を向上させるためには、テナントの売上を上昇させて物件としてのNOI（注）を増加させることが当面の課題となっております。

テナント売上の上昇を図るためには、常にバリューアップに取り組んでいく必要があると考えております。それに対する具体的な施策として、閉館していた映画館（7シアター）を2018年7月4日に再開し、フードコートを設置による集客向上等様々な施策に取り組んでおります。

また、有力テナントの誘致等のテナント戦略を実行し、ショッピングセンター事業の価値向上を図ってまいります。

（注）Net Operating Incomeの略。投資用不動産の収益力を示す指標。総賃料収入から、実際に発生した経費（管理費、固定資産税など）を除外して当該物件の収益を算出する。

(4) 資金調達能力の向上

当社グループの自然エネルギー事業及び不動産コンサルティング事業の発展・拡大に向けて、資金調達能力を向上させる必要があります。自然エネルギー事業は、太陽光発電施設を中心とした自然エネルギー施設開発等多額の資金を要する事業であります。今後当社グループが持続的な成長を達成するためには、円滑な資金調達環境を作り上げる必要があります。また、不動産コンサルティング事業においても、資金需要が旺盛であり、かつ機動的な資金も必要であります。

そのために、資本市場における情報収集及び分析に努める他、調達先の多様化、先進的な調達手法の検討や取引金融機関との関係強化に取り組んでまいります。

(5) 人材の確保と育成

当社グループがさらなる事業拡大を図り、変化する事業環境に柔軟に対応し、当社グループの強みとなる専門性を高め差別化を図っていくためには、多様性のある人材の確保と育成が重要です。

当社グループでは優秀で専門性の高い人材にとって魅力ある会社であるために、パフォーマンスに対する公正な評価及びフォローアップ体制と、教育体制の充実に引き続き取り組んでまいります。

(6) 内部管理体制の強化

継続的に当社グループが成長を遂げていくためには、経営上のリスクを適切に把握し、当該リスクをコントロールするための内部管理体制の強化が重要な課題と考えております。

具体的には、監査役と内部監査担当者との積極的な連携、定期的な内部監査の実施、有効かつ効果的な監査役監査の実施、社内経営陣によるリスクマネジメント・コンプライアンス委員会の開催、従業員に対する各種コンプライアンス研修の実施等を通じて内部管理体制を強化してまいりたいと考えております。

(7) 地域との共存・協調

当社グループが営む自然エネルギー事業及び不動産コンサルティング事業においては、様々な地域との良好な関係が重要となります。経営理念においてもそれぞれの地域を尊重し新たな価値を創ることを掲げ、常に地域に根差した事業を行っております。当社グループの事業が地域に貢献することは当社グループの評判の向上にも繋がり、次なる案件の開拓にも繋がります。今後とも地域との共存と協調を尊重しながら事業を展開してまいります。

2【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項には以下のようなものがありますが、これらに限定されるものではありません。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針です。当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅したものではありません。

(自然エネルギー事業のリスク)

当社グループの自然エネルギー事業は、再生可能エネルギー発電施設のデベロッパーとして、発電施設の企画・開発及び建設管理・販売を行い、投資家に販売する事業を手掛けております。また、4箇所(群馬千代田、三重久保、高千穂、鹿児島加世田)の自社発電施設を有し、当該発電施設から売電収入を得ております。

(1) 法令規制及び政策動向について

a. エネルギー政策動向

2015年7月に、経済産業省・資源エネルギー庁はエネルギー基本計画に基づく長期エネルギー需給見通しを発表しました。日本国内の発電電力量に占める再生可能エネルギー(エネルギー源として持続的に利用可能な太陽光、バイオマス、風力、地熱及び水力等の総称)の比率は、2017年時点において16.0%(水力を除くと8.1%)(出典:経済産業省・資源エネルギー庁「日本のエネルギー 2018年度版」)であり、2030年度までに総需要の22~24%程度(水力8.8~9.2%、太陽光7.0%、風力1.7%、バイオマス3.7~4.6%、地熱1.0~1.1%)に引き上げるという目標が掲げられ、我が国のエネルギー自給率の改善、並びにエネルギー起源CO₂排出量は2013年度総排出量比26%減となります。

また、再生可能エネルギーについては、各種規制・制約への対応、開発リスクの高い地熱発電への支援、系統整備や系統運用の広域化、高効率化・低コスト化や系統運用技術の高度化等に向けた技術開発等により再生可能エネルギーが低コストで導入可能となるような環境整備を行うほか、固定価格買取制度について再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、再生可能エネルギー間のバランスのとれた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう制度の見直しを行うとしています。

なお、長期エネルギー需給見通しは、少なくとも3年毎に行われるエネルギー基本計画の検討に合わせて、必要に応じて見直すこととする旨が公表されています。(以上 経済産業省 2015年7月 長期エネルギー需給見通し)

また、2030年度の各種再生エネルギーの想定導入出力は、太陽光6,400万kW、風力1,000万kW(うち洋上82万kW)、地熱140~150万kW、水力4,847~4,931万kW、バイオマス602~728万kW(うち一般木質274~400万kW)程度と見込まれております。(出典:経済産業省 資源エネルギー庁 「2017年 再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題と次世代電力ネットワークの在り方」)

上記のように、当社グループでは再生可能エネルギーは今後も積極的な導入が進むものと想定しておりますが、我が国のエネルギー政策の変更や、FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特

別措置法)に基づく固定価格買取制度の改定等が行われた場合には、かかる政策に変化が生じ、再生可能エネルギーの導入量が想定を下回った場合等には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. FIT法に基づく固定価格買取制度(以下、「FIT制度」という。)

当社グループの自然エネルギー事業は、FIT制度を前提に発電施設の用地開発・売却事業を行っております。そのため、FIT制度において、固定買取価格の引下げ、固定価格での買取期間の短縮、固定価格買取制度の廃止といった制度の変更が成され、発電施設の収益性が低下した場合には、投資家の投資意欲が減退し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、FIT制度、並びに当該制度の根拠法となるFIT法は、2012年7月に施行され、2017年4月に再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るため改正FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(再エネ特措法)等の一部を改正する法律案)が施行されています。当社グループでは、法令の変更に対して適切な対応を行っておりますが、社内体制整備の遅れや法令対応に係るコストの増加等により、適時適切な法令対応が困難となった場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

c. 事業認定の取り消し

当社グループの自然エネルギー事業は、FIT法に基づいた事業認定を取得しております。しかし、認定された事業計画どおりに事業を実施していない場合、あるいは認定時の基準に適合しなくなったと経済産業大臣が認めるときは事業認定を取り消されることがあります。当社グループとしましては、開発中及び既に発電を開始した発電施設の事業認定を取り消される可能性は限定的と考えておりますが、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 開発プロセスについて

a. 開発用地の取得及び事業認定

一般的に、土地には権利及び地盤地質等に関し欠陥や瑕疵が存在している可能性があります。当社グループが再生可能エネルギー発電施設に係る土地を購入又は賃借するに当たっては、原則として全所有者又は賃貸人から対象となる土地について欠陥や瑕疵が存在しないことにつき一定の表明及び保証を得ております。しかしながら、表明及び保証の対象となった事項が完全かつ正確でなかった、又は地権者等が知り得なかった事情により、後になって欠陥や瑕疵が判明する可能性があります。例として、土砂の流出、治水の変化、景観の悪化又は土壌汚染等が発生し、地域住民からの損害賠償、操業停止又はレピュテーションのリスクが発生する可能性があります。かかるリスクは所有者又は賃貸人による表明保証により補完できるとは限りません。更に、土地をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、当社グループが取得した権利が第三者の権利や行政法規等の関係で制限を受け、当初計画した開発期間や、発電所規模等の事業計画の変更を余儀なくされる可能性があります。

また、行政当局又は地域住民等から事業停止の要請等を受け、稼働発電施設の一部撤去や操業停止を受け入れざるを得なくなる可能性があります。当該事業の継続にも影響を及ぼす可能性があります。

発電施設開発の用地取得にあたっては、経済産業省による事業認定を取得する必要があります。当社グループでは、開発用地取得後に自社で認定を取得するほか、既に事業認定を取得した用地を取得する場合があります。当該認定の取得手続きが有効であることを確認しておりますが、他者から当該認定を取得した場合には、認定の取得手続きに瑕疵があった場合には認定が取り消され、当社グループが計画した事業の推進に影響を及ぼし、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 開発許可の取得及び発電所施設における地域関係者等との合意

再生可能エネルギー発電施設の開発に際しては、管轄省庁及び地方自治体が管轄する農地転用、林地開発、道路の占用等の複数の許認可取得が必要な場合があります。また、自然エネルギー事業は、発電施設の立地する地域の自然環境資源を活用して行うものであり、許認可取得には地権者のみならず周辺地域住民の合意が必要となります。

当社グループにおいては、事前調査を通じて各種許認可取得に必要な措置を講じており、また地域社会及び地域環境に対する最大限の配慮の上で、法令や条例で定められた許認可や環境アセスメントを実施して地域社会からの理解を得ながら事業化を進める方針としております。しかしながら、再生可能エネルギー発電施設の開発に係る許認可の取得が不可能又は時間を要する場合、埋蔵文化財の発見等により追加調査や移築に時間が必要な場合、並びに地方自治体、地元住民及び環境団体等の関係者との合意形成が遅延或いは成されなかった場合、環境アセスメントにおける事前調査では想定されていない必要対処項目が発生した場合、環境アセスメントにかかる法令又は条例の改定が行われた場合には、当社グループが想定するスケジュールや規模にて事業化を行えない可能性があります。かかる場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

c. 工事施工について

当社グループは、太陽光発電施設の建設に関して、EPC事業者との間で資材調達及び工事の諸条件を定めた契約を締結します。当該契約は、原則として綿密な設計計画を作成した上で合意・締結された工事請負契約です。しかしながら、EPC事業者との契約範囲外の事由により、設計当初に想定しなかった追加工事が発生した場合や、天災等の事由により事業計画に遅延が生じた場合には、工事請負契約の金額が増加する可能性があり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

d. その他

上記a～cに記載しております、土地取得や許認可、系統連系等に係るリスク、またこれらの複数のリスクが同時に顕在化する場合、またその他、計画外・想定外の事象の発生により、当社グループの予定している開発が中止された場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 保有太陽光発電施設におけるリスク

当社グループにおいては、当連結会計年度末現在、4箇所の太陽光発電施設の運営を行っております。太陽光発電における発電量は「日射量」に比例するところ、かかる日射量は当社によるコントロールが及ぶ事象ではありません。全国的な長期間の悪天候、新しい建物の建築や樹木の成長等による周辺環境の変化、また、降灰・粉じん・黄砂・ガス等により、当社の太陽光発電施設への日射量が低下し、これにより当社の太陽光発電施設における年間総発電量が想定より減少した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。現在売電中の発電施設の概要及び売電契約先の状況は以下のとおりです。

| 施設名称 | 住所 | パネル出力 (kW) | 買取価格 (1 kWh当たり) | 売電開始時期 | 売電契約先 |
|--------|-----------|---------------|--------------------|----------|----------|
| 群馬千代田 | 群馬県邑楽郡 | 165 | 36円 | 2014年10月 | 株式会社新出光 |
| 三重久保 | 三重県度会郡 | 333 | 36円 | 2015年3月 | 中部電力株式会社 |
| 高千穂 | 宮崎県西臼杵郡 | 110 | 36円 | 2015年4月 | 九州電力株式会社 |
| 鹿児島加世田 | 鹿児島県南さつま市 | 718 | 32円 | 2017年3月 | 九州電力株式会社 |

(4) 保有太陽光発電施設における収益リスク

太陽光発電施設については、定率法による減価償却方法を採用しているため、稼働開始後約3年程度においては償却負担が収益を上回り、損益計算書上では損失となりますが、キャッシュ・フロー上においては、売電収入に連動するコストは少額であるため、稼働開始時より安定的なキャッシュを収得しております。償却負担が軽減する3年目以降については、損益計算書上における費用負担が減少するため、当社グループの収益に寄与する収益構造となっております。

(5) その他

a. 販売活動に関するリスク

わが国の経済情勢や金融市場の悪化等から、投資家の動向とそれに応じた販売のタイミングにより当初計画したとおりの売上・利益が必ずしも計上できず、また、発電施設売却が計画どおりに進まず、物件の資産価値が減耗して、予期しない損失が発生する等、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 仕入に関する競合リスク

当社グループが特定の事業候補地で事業開発を進めるにあたり、競合他社が当該候補地を確保することで競合他社が採択される等により、当社グループの予定している開発を中止した場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(不動産コンサルティング事業のリスク)

当社グループの不動産コンサルティング事業は、顧客の不動産有効活用に係る種々のニーズに対する助言や顧客紹介等を行い、手数料収入を得ております。また、2017年11月に宅地建物取引業者免許を取得し、収益不動産の取得・開発・販売を開始しております。

(1) 不動産市況の動向について

今後、経済のファンダメンタルの急速な悪化や税制・金融政策の大幅な変更が行われた場合には、不動産投資市場も中期的に悪影響を受け、投資環境が悪化し、国内外の投資家の投資マインドの低迷等が生ずる可能性があります。

コンサルティング領域に関しては景気悪化によるマーケット全体での不動産取引の総数が減少する可能性があるため、取り扱う案件数が減少し、当初想定していたとおりの収益が確保できなかった場合には、当社グループの事業、経営成績、財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

収益不動産売買領域に関しては不動産市況の悪化により、たな卸資産の評価損や収益性が低下する可能性があり、当初想定していたとおりの収益が確保できなかった場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 外注・業務委託に関するリスク

当社グループの不動産コンサルティング事業は、個別案件毎に外注・業務委託内容が異なっており、適切なコンサルティング及びソリューションを実現するために、各案件に応じて、市場動向調査業務、建築プランに関する各種アドバイザー業務、物件仲介業務等を外注・業務委託しております。

しかしながら、適時適切に外部協力会社が確保できない場合、外部協力会社の不正及び当社の外注先管理が不十分であった場合には、コンサルティング及びソリューションに瑕疵が生じ、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 販売用不動産に関するリスク

当社グループの不動産コンサルティング事業で開発した販売用不動産について、経済情勢や不動産市況の悪化等により販売用不動産としての価値が帳簿価額を下回った場合には、たな卸資産の簿価切下げ処理に伴う損失が発生し、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) ショッピングセンターのリスク

当社グループは、ショッピングセンター「SEASON'S WALK FORTE」を所有しており、大型のスーパーマーケットやその他小売り・サービス業関連の事業者が入居し、テナントからの賃料収入を得ております。また、ショッピングセンターの活性化策として2018年7月に東日本大震災で休止していた映画館を再開いたしました。

なお、ショッピングセンターは、信託契約により受益権化され当社は受益者の地位にあり、ショッピングセンターの運営は現地の事業者へ委託しており、映画館の運営は大手映画事業運営会社へ委託しております。

事業関連について

a. 地域経済の動向、競合及び人口の変動によるリスク

当社グループの保有するショッピングセンターは宮城県柴田郡大河原地区にあり、旗艦テナントである食品スーパーのほか、小売り・サービス業関連の地元の事業者が入居しており、2018年7月には映画館運営事業を再開しております。宮城県柴田郡大河原地区では世帯数が増加しているものの人口は横ばいであり、人口の変動及び地域経済の影響を受け、これらによってテナントの退去や賃料の引下げによる賃料収入の減少等が生じる可能性があります。

また、近隣に競合ショッピングセンターが出店した場合など競争の激化や、マーケット状況に変化が生じた場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 天候不順及び消費税率引き上げに関するリスク

冷夏・暖冬といった天候不順及び消費税率引き上げ等の税制改正に伴う消費マインドの低下等による、テナント企業の撤退や販売不振に伴う当社賃料収入の低下が生じた場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外事業の展開に伴うリスク

当社グループは、タイ王国・インドネシアに現地法人を設立し東南アジアを中心に諸外国で事業機会を見出しているため、当該国におけるテロの発生、政治経済状況の変動又は法制度の変更等があった場合や経済情勢の変化に伴う工事の縮小、延期等が行われた場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(全社に係るリスク)

(1) 自然災害・事故等によるリスク

火災、地震等の災害や暴動、テロ活動により事業継続に支障をきたし、当社グループ資産が、毀損、焼失あるいは劣化した場合には、一定期間において運営に支障をきたす可能性があります。当社グループでは、当該リスクに対する対応体制の整備・強化を進めておりますが、状況によっては当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 大型案件に関するリスク

自然エネルギー事業、及び不動産コンサルティング事業では、案件ごとの規模により取扱金額が大きくなり、大型案件の有無により、業績が大きく変動するほか、特定の取引先への売上高が多くなることがあります。

また、大型案件の売上計上のタイミングにより、業績が特定の四半期に偏る可能性があります。取引先及び取扱件数の増加により、大型案件への依存度を低減させていく方針ではありますが、当社グループの想定通りに計画が遂行しない場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法令諸規則に関するリスク

当社グループの行う事業のうち、自然エネルギー事業ではFIT法・電気事業法、不動産コンサルティング事業では宅地建物取引業法・建築基準法・大規模小売店舗立地法・景品表示法など多くの規制を受けております。

当社グループは、コンプライアンス経営を重要課題として認識し、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、従業員のコンプライアンス意識の向上に努めておりますが、管理体制上の問題が発生する可能性は皆無ではなく、当社の各事業において法令諸規則に違反する事象、あるいはコンプライアンス上の違反行為や社会的批判を受ける事象が生じた場合、若しくは従業員による法令違反行為・不正行為が検出された場合には、当社グループの社会的信用の低下をもたらす、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、不動産コンサルティング事業（収益不動産売買領域）の継続に必要となる、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業者免許を取得しておりますが、本書提出日までの間において、これらの免許、許可及び登録の取消事由は存在しておりません。しかしながら、将来においてこれら免許、許可及び登録の取消等があった場合には、事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

a. 当社グループの事業活動に関係する主な法的規制

| 事業 | 主な法令 |
|---------------|---|
| 自然エネルギー事業 | 電気事業法、FIT法 |
| 不動産コンサルティング事業 | 宅地建物取引業法、建築基準法 大規模小売店舗立地法、不当景品類及び不当表示防止法 |

b. 当社グループの取得している免許・登録等

| 許認可等の名称 | 許認可等の内容 | 有効期限 | 規制法 | 取消の事由 |
|------------|-----------------------|--------------------------------|----------|--|
| 宅地建物取引業者免許 | 東京都知事 (1) 第101364号 | 2017年11月25日から 2022年11月24日まで | 宅地建物取引業法 | 破産手続開始決定がなされているにもかかわらず届出を行っていないとき、暴力団員等に該当するとき、不正の手段により免許を受けたとき、業務停止処分に違反し業務を行った場合 |

(4) 個人情報の管理について

当社グループの事業活動において、顧客・取引先の機密情報や個人情報を取得・保有しております。当社グループでは、これらの情報が流出するのを防止するために、情報管理規程及び個人情報保護規程を定め、個人情報の保護に関する法律、関係諸法令及び監督当局のガイドライン等を遵守し、社内規程の制定及び管理体制の確立を図るとともに、個人情報保護管理責任者を選任して、上記関係規範を従業員に周知・徹底しております。個人情報の取り扱いについては、今後も、細心の注意を払ってまいります。不測の事態によって当社グループが保有する個人情報が外部流出した場合、賠償責任を課せられるリスクや当社グループに対する信用が毀損するリスク等があり、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 瑕疵担保責任についてのリスク

当社グループの事業において顧客に販売した物件において、瑕疵担保責任を負う場合があります。重大な瑕疵が発見された場合には、その直接的な原因が当社グループによるものではなくても、当社グループが瑕疵担保責任を負うことがあります。その結果、多額の補修費用が発生し、社会的信用が低下した場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 財務関連についてのリスク

a. 資金調達について

当社グループは成長戦略に基づく開発及び設備投資のため、追加的な債務を負担する場合や増資を実施する場合があります。

自然エネルギー事業では発電施設の開発資金、不動産コンサルティング事業では販売用不動産の取得資金及びショッピングセンターの設備投資資金を原則として当該物件を担保とした金融機関からの借入金により調達しております。このため、市場金利が上昇する局面や、当社グループの希望する条件での借入等ができなかった場合には、支払利息等が増加し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記発電施設の開発や販売用不動産の取得資金については、個別の案件毎に金融機関への融資打診をしており、現時点では安定的に資金調達ができております。また、2018年7月に再開した映画館への投資等、ショッピングセンターへの設備投資を行っており、第8期(2019年8月期)末時点において有利子負債残高は4,323,209千円であり、総資産に占める有利子負債は62.3%となっております。

今後も発電設備の開発や販売用不動産の増加、ショッピングセンターへの設備投資等により、有利子負債が増加する可能性があります。

また、当社グループの財政状態が著しく悪化する等により、当社グループの信用力が低下し安定的な融資が受けられないなど資金調達に制約を受けた場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

b. 減損会計の影響に係るリスク

2002年8月に公表された「固定資産の減損に係る会計基準」(以下、減損会計基準)に基づき減損会計基準が適用されております。当社では、当該資産又は資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行い、減損損失が発生した場合、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 特定の経営者への依存について

当社グループ創成期からの事業推進役である代表取締役社長河本幸士郎及び取締役会長小川潤之は、不動産及び不動産金融に関する豊富な経験と知識を有しており、経営方針や事業戦略の決定等、当社グループの事業活動全般にわたって重要な役割を果たしています。当社では、過度に両氏に依存しないよう、経営幹部役職員の拡充、育成及び権限委譲による業務執行体制の構築等に取り組んでおりますが、何らかの理由により両氏による当社の業務遂行が困難になった場合には、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 小規模組織における管理体制について

当社は、当連結会計年度末現在、取締役6名(内1名は非常勤)、監査役3名(内2名は非常勤)、従業員38名と小規模組織にて運営しており、内部管理体制もこれに応じたものとなっております。今後の事業の拡大及び多様化に対応して、人員の増強と内部管理体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社グループの事業活動に支障が生じ、当社グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保について

当社グループは、今後の更なる事業拡大を推進する上で優秀な人材の確保及びその人材の育成が重要であると認識しており、適切な時期を見定めながら採用活動を実施し、また、採用した人材のモチベーションを向上させる人事諸制度の構築や教育の実施を進めております。

しかしながら、当社グループは小規模組織であるため、当社グループの求める人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合や人材の流出が進んだ場合には、経常的な業務運営等に支障が生じ、当社グループの業績及び事業の展開に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 配当政策について

当社グループの利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

当社グループは、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、2019年8月期末の上場記念配当を除き、配当を行っておりません。現時点において当社グループは、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。

(11) ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、既存の株主が有する保有株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当連結会計年度末現在における新株予約権による潜在株式数は156,200株であり、発行済株式総数の11.34%に相当しております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2018年9月1日から2019年8月31日まで）におけるわが国の経済は、政府や日銀による継続的な各種政策により、雇用や所得環境の改善が進み、景気は堅調に推移しました。また、海外経済においても総じて安定的に推移したものの、米中貿易摩擦の拡大や保護主義的な通商政策などの影響により、先行きは依然として不透明な状況です。

当社グループの主たる事業領域である国内再生可能エネルギー市場においては、エネルギー政策の基本的な方向性を示すため、エネルギー政策基本法に基づき、2018年7月、「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。エネルギーミックスの確実な実現に向けて、2030年度の導入水準（22～24%）を達成するためのFIT制度（固定価格買取制度）の適切な運用と自立化を図るとともに、主力電源としての長期安定性、持続可能性の確保、円滑な大量導入に向けた取組み等が政策的課題である旨、指摘されておりますが、再生可能エネルギー事業の普及は、国の政策としての継続性が確保されており、今後も成長事業分野として拡大するものと考えられます。

不動産コンサルティング事業につきましては、低金利により、相対的に安定した利回りを得られるわが国の不動産への投資ニーズは高く、主要都市でのオフィス空室率の低下などによる収益性の向上等を背景に、不動産コンサルティング需要は依然旺盛な状況が続いております。ホテル市場においても、2020年の東京五輪開催や「観光立国」に向けた政府の各種政策等の効果もあり、アジア諸国を中心に訪日外国人観光客の増加傾向が続いております。

そのような状況下、当社グループは引き続き社会的潮流に着目した成長性及び社会的意義のある事業分野への投資及びコンサルティングに注力するとともに、投資機会の創出及び投資案件の収益最大化に努めてまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,352,982千円、営業利益は699,099千円、経常利益は639,688千円、親会社株主に帰属する当期純利益は435,470千円となりました。なお、当社グループは、2019年8月期より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

セグメント別の経営成績を示すと、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、ショッピングセンター事業を不動産コンサルティング事業へ移行しております。

イ．自然エネルギー事業

太陽光発電施設の開発において、3案件の売却を行いました。また保有している4施設の売電収入は順調に推移しました。その結果、売上高969,266千円、セグメント利益385,464千円となりました。

ロ．不動産コンサルティング事業

投資用不動産の売買及び投資家に対するコンサルティング受託が、順調に推移しました。また保有しているショッピングセンターフォルテにおける、各テナントからの賃料収入を含めた結果、売上高4,383,716千円、セグメント利益931,980千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の現金及び現金同等物の残高は、572,671千円となり、前事業年度の606,831千円から34,160千円減少いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動より支出した金額は2,502,501千円となりました。主な要因は、税金等調整前当期純利益の計上639,688千円、たな卸資産の増加額2,426,744千円があったことによります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動より支出した金額は294,391千円の支出となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出245,446千円、敷金の差入による支出48,847千円があったことによります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動より得られた金額は2,762,733千円となりました。主な要因は、長期借入れによる収入3,146,800千円、長期借入金の返済による支出1,133,836千円、株式の発行による収入462,024千円があったことによります。

生産、受注及び販売の実績

イ．生産実績

当社は生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

ロ．受注実績

当社は受注生産形態をとらないため、該当事項はありません。

ハ．販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|---------------|--|
| | 金額(千円) |
| 自然エネルギー事業 | 969,266 |
| 不動産コンサルティング事業 | 4,383,716 |
| 合計 | 5,352,982 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3. 当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

| 相手先 | 当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) | |
|-------------|--|-------|
| | 金額(千円) | 割合(%) |
| 平和不動産株式会社 | 830,000 | 15.5 |
| 合同会社NL11号 | 780,727 | 14.6 |
| 株式会社クロス | 710,300 | 13.3 |
| フジケンホーム株式会社 | 551,470 | 10.3 |

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきましては記載を省略しております。

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを用いております。経営者は、これらの見積りについて過去の実績や現状等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針については、後記「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項」に記載されております。

財政状態の分析

当社グループは、2019年8月期より連結財務諸表を作成しているため、前期との比較は行っておりません。

(資産の部)

当連結会計年度末における資産合計は、6,944,258千円となりました。

流動資産は、5,794,899千円となりました。主な内訳は、販売用不動産3,436,864千円です。

固定資産は、1,146,333千円となりました。主な内訳は、機械装置及び運搬具(純額)329,786千円、土地420,206千円です。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は、5,387,524千円となりました。

流動負債は、1,751,629千円となりました。主な内訳は、短期借入金570,000千円、1年内返済予定の長期借入金265,978千円、未払金500,505千円です。

固定負債は、3,635,895千円となりました。主な内訳は、長期借入金3,387,231千円です。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、1,556,733千円となりました。主な内訳は、利益剰余金834,711千円です。

経営成績の分析

当社グループは、2019年8月期より連結財務諸表を作成しているため、前期との比較は行っておりません。

当連結会計年度の経営成績は、売上高5,352,982千円、営業利益699,099千円、経常利益639,688千円、親会社株主に帰属する当期純利益435,470千円となりました。なお、この詳細については「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金需要な主なものは、不動産コンサルティング事業におけるアパートメントホテル開発の土地取得及び開発資金、自然エネルギー事業における太陽光発電施設の開発資金であり、その調達手段は主として、金融機関からの借入金及び自己資金によっております。

なお、東京証券取引所マザーズ市場上場(2018年11月28日)に伴う公募による新株発行により402,408千円、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により59,616千円調達いたしました。

経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営戦略の現状と見通し

「第1 企業の概況 3 事業の内容」及び「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2017年1月19日付（契約期間3年、以降1年毎自動更新）で、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下、「投資法人」という。）と、その資産運用会社であるアールジェイ・インベストメント株式会社との間で「サポート契約」（以下、「本契約」という。）を締結いたしました。

(1)締結の理由

当社は、投資法人のスポンサーであるリニューアブル・ジャパン株式会社への発電施設売却や共同事業の実績が評価され、今後も継続的な取引拡充を図るために契約締結に至りました。

再生可能エネルギー市場のマーケット拡大に寄与する重要な取り組みであり、当社の更なる収益拡大を目指すものであります。

(2)契約の内容

本契約の締結により提供される業務

- ・優先的売却情報の提供
- ・優先的売買交渉権の付与
- ・ウェアハウジング機能の提供
- ・共同投資
- ・業務支援等
- ・情報交換及び情報提供
- ・商標使用の許諾
- ・投資口の取得及び保有
- ・売却資産に係る情報の提供

なお、優先的売却情報の提供や優先的売買交渉権の付与については、初期条件として第三者に対して優先交渉権が付されている場合や、当社株主やSPC投資家の全部又は一部の同意が得られない場合等、やむを得ない事情がある場合には、適用除外とされます。

5【研究開発活動】

該当する事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、主に保有しているショッピングセンターフォルテへの投資を実施し、総額は368,632千円でありました。

なお当連結会計年度において、保有目的の変更により、上記の内、建物及び構築物159,825千円、工具、器具及び備品4,820千円を販売用不動産に振替えております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年8月31日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメント の名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | | 従業員数 (名) | |
|----------------------------------|---------------|------------|----------|------------|-----------|-----------|-------------------------|--------|-------------|----|
| | | | 建物 | 機械及 び装置 | リース 資産 | 車両運搬 具 | 土地 (面積㎡) | その他 | | 合計 |
| 本社 (東京都千代田区) | | 本社機能 | 25,157 | | | 10,735 | | 8,753 | 44,646 | 38 |
| 三重久保 (三重県度会郡玉城町) | 自然エネルギー事業 | 太陽光発電施設 | | 81,934 | | | 606 (74.00) | | 82,541 | |
| 伊豆の国 (静岡県伊豆の国市) | 自然エネルギー事業 | 太陽光発電施設 | | | | | 85,000 (30,817.29) | | 85,000 | |
| 群馬千代田 (群馬県邑楽郡千代田町) | 自然エネルギー事業 | 太陽光発電施設 | | 34,494 | | | | 203 | 34,698 | |
| 高千穂 (宮崎県西臼杵郡高千穂町) | 自然エネルギー事業 | 太陽光発電施設 | | 21,106 | | | 500 (1,768.00) | | 21,606 | |
| 鹿児島加世田 (鹿児島県南さつま市) | 自然エネルギー事業 | 太陽光発電施設 | | 181,718 | | | 11,900 (10,529.00) | | 193,618 | |
| 鹿児島薩摩川内・穎娃町 (鹿児島県薩摩川内市及び南九州市) | 自然エネルギー事業 | 太陽光発電施設 | | | | | 100,000 (60,028.00) | | 100,000 | |
| 鹿児島薩摩川内・穎娃町 (鹿児島県南九州市) | 自然エネルギー事業 | 太陽光発電施設 | | | | | 222,200 (120,643.00) | | 222,200 | |
| フォルテ (宮城県柴田郡大河原町) | 不動産コンサルティング事業 | ショッピングセンター | | | 168,463 | | | 14,481 | 182,944 | |

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び無形固定資産であります。

4. 上記の他、賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

2019年8月31日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 設備の内容 | 従業員人数 (名) | 床面積 (㎡) | 年間賃借料又は リース料(千円) |
|-----------------|----------|-------|--------------|------------|---------------------|
| 本社 (東京都千代田区) | | 本社 | 38 | 522.46 | 27,683 |

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 4,800,000 |
| 計 | 4,800,000 |

(注) 2019年8月13日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は4,800,000株増加し、9,600,000株となっております。

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在発行数 (株) (2019年8月31日) | 提出日現在発行数(株) (2019年11月29日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|------------------------------|------------------------------------|--|
| 普通株式 | 1,377,600 | 3,113,200 | 東京証券取引所 マザーズ市場 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式です。なお単元株式数は100株です。 |
| 計 | 1,377,600 | 3,113,200 | | |

- (注) 1. 2019年8月13日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は1,377,600株増加しております。
2. 2019年9月1日から2019年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が8,000株増加しております。
3. 2019年11月15日を払込期日とする有償一般募集による増資により、発行済株式総数は350,000株増加しております。
4. 「提出日現在発行数」欄には、2019年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】
【ストックオプション制度の内容】
第1回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2016年6月30日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 2 当社従業員 4 |
| 新株予約権の数(個) | 4,400 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 88,000 [176,000] (注) 1、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,250 [625] (注) 2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2018年7月1日 至 2026年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,250 [625] 資本組入額 625 [313] (注) 6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注) 4 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

当事業年度末の末日(2019年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株とする。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。

4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併(当社が消滅する場合に限る。)

合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社

吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

新設分割

新設分割により設立する株式会社

株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社

6. 2018年6月8日開催の取締役会決議により、2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割、2019年8月13日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、それぞれ行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2017年8月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 5 |
| 新株予約権の数(個) | 600 [400] |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 12,000 [16,000] (注) 1、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,786 [893] (注) 2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2019年8月23日 至 2027年8月22日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,786 [893] 資本組入額 893 [447] (注) 6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注) 4 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

当事業年度末の末日(2019年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。

4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

合併（当社が消滅する場合に限る。）
 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 吸収分割
 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 新設分割
 新設分割により設立する株式会社
 株式交換
 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 株式移転
 株式移転により設立する株式会社

6. 2018年6月8日開催の取締役会決議により、2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割、2019年8月13日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、それぞれ行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2017年11月28日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 10 |
| 新株予約権の数（個） | 1,330 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 26,600 [53,200]（注）1、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 2,150 [1,075]（注）2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2019年11月29日 至 2027年11月28日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 2,150 [1,075] 資本組入額 1,075 [538]（注）6 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | （注）4 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 |

当事業年度末の末日（2019年8月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2019年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3.(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。
4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
- 合併(当社が消滅する場合に限る。)
 - 合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
 - 吸収分割
 - 吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - 新設分割
 - 新設分割により設立する株式会社
 - 株式交換
 - 株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - 株式移転
 - 株式移転により設立する株式会社
6. 2018年6月8日開催の取締役会決議により、2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割、2019年8月13日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、それぞれ行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

| | |
|--|---|
| 決議年月日 | 2018年6月8日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 取締役 1 当社従業員 7 |
| 新株予約権の数(個) | 1,480 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 29,600 [59,200] (注) 1、6 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 2,500 [1,250] (注) 2、6 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2020年6月9日 至 2028年6月8日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 2,500 [1,250] 資本組入額 1,250 [625] (注) 6 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注) 4 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

当事業年度末の末日(2019年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了及び定年退職は除く。
(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続は認めないものとする。
4. 新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
5. 組織再編に際して定める契約書又は計画書等の条件に従って、以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
合併(当社が消滅する場合に限る。)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
新設分割
新設分割により設立する株式会社
株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 2018年6月8日開催の取締役会決議により、2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割、2019年8月13日開催の取締役会決議により、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を、それぞれ行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式総数 増減数(株) | 発行済株式総 数残高(株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金増 減額(千円) | 資本準備金残 高(千円) |
|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------|---------------|------------------|-----------------|
| 2015年6月30日 (注)1 | 普通株式 500 | 普通株式 500 | | 50 | | |
| 2015年8月2日 (注)2 | 普通株式 49,500 | 普通株式 50,000 | | 50 | | |
| 2015年8月3日 (注)3 | 普通株式 6,330 | 普通株式 56,330 | 94,950 | 95,000 | | |
| 2017年8月29日 (注)4 | A種優先株式 4,200 | 普通株式 56,330 A種優先株式 4,200 | 75,000 | 170,000 | 74,998 | 74,998 |
| 2018年5月31日 (注)5 | 普通株式 4,200 A種優先株式 4,200 | 普通株式 60,530 | | 170,000 | | 74,998 |
| 2018年6月9日 (注)6 | 普通株式 1,150,070 | 普通株式 1,210,600 | | 170,000 | | 74,998 |
| 2018年11月27日 (注)7 | 普通株式 135,000 | 普通株式 1,345,600 | 201,204 | 371,204 | 201,204 | 276,202 |
| 2018年12月26日 (注)8 | 普通株式 20,000 | 普通株式 1,365,600 | 29,808 | 401,012 | 29,808 | 306,010 |
| 2018年9月1日～ 2019年8月31日 (注)9 | 普通株式 12,000 | 普通株式 1,377,600 | 7,500 | 408,512 | 7,500 | 313,510 |

(注)1. 2015年6月30日に合同会社から株式会社へ組織変更した際に、組織変更する持分会社の社員が取得した組織変更後株式会社の株式の数です。

2. 株式分割(1:100)によるものです。

3. 有償第三者割当

割当先 河本 幸士郎

発行価格 15,000円

資本組入額 15,000円

4. 有償第三者割当

割当先 E E I スマートエナジー投資事業有限責任組合

発行価格 35,714円

資本組入額 17,857円

5. 2018年5月31日にA種優先株主より株式取得請求権の行使を受けたことにより、全てのA種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株主にA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式を消却しております。

6. 株式分割(1:20)によるものです。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 3,240円

引受価額 2,980.80円

資本組入額 1,490.40円

払込金総額 402,408千円

8. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当先 みずほ証券株

発行価格 3,240円

資本組入額 1,490.40円

9. 新株予約権の行使による増加であります。

10. 2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数が1,377,600株増加しております。
11. 2019年9月1日から同年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が8,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,572千円増加しております。
12. 2019年11月15日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式350,000株（発行価格6,237円、引受価額5,874円、資本組入額1,027,950千円）発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ1,027,950千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年8月31日現在

| 区分 | 株式の状況（1単元の株式数 100株） | | | | | | | 単元未済株式の状況（株） | |
|-------------|---------------------|------|----------|--------|-------|-----|--------|--------------|-----|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数（人） | - | 1 | 16 | 9 | 6 | 1 | 476 | 509 | - |
| 所有株式数（単元） | - | 49 | 96 | 444 | 682 | 1 | 12,500 | 13,772 | 400 |
| 所有株式数の割合（%） | - | 0.4 | 0.7 | 3.2 | 5.0 | 0.0 | 90.8 | 100 | - |

(6)【大株主の状況】

2019年8月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%) |
|---|--|--------------|---|
| 小川 潤之 | 東京都千代田区 | 681,520 | 49.47 |
| 河本 幸士郎 | 東京都千代田区 | 188,200 | 13.66 |
| 川口 正人 | 東京都江戸川区 | 80,000 | 5.81 |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券(株)) | 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K (東京都港区六本木6丁目10番1号) | 66,326 | 4.81 |
| 石井 晃 | 東京都品川区 | 64,500 | 4.68 |
| 加藤 裕司 | 東京都世田谷区 | 53,200 | 3.86 |
| 小澤 幹生 | 東京都青梅市 | 45,800 | 3.32 |
| 文 智勇 | 東京都新宿区 | 30,000 | 2.18 |
| 株式会社トリプル・アイ | 東京都港区虎ノ門一丁目16-6 | 28,000 | 2.03 |
| 山下 幸三 | 大阪府高槻市 | 14,300 | 1.04 |
| 計 | - | 1,251,846 | 90.87 |

(7) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2019年8月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|----------|----------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,377,200 | 13,772 | 単元株式数100株 |
| 単元未満株式 | 普通株式 400 | - | 1単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 1,377,600 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 13,772 | - |

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | | |
| 当期間における取得自己株式 | 44 | 122,320 |

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|-----------------------------|--------|----------------|--------|----------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額 (円) | 株式数(株) | 処分価額の総額 (円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | | | | |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | | | | |
| 合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | | | | |
| その他(単元未満株式の買増請求) | | | | |
| 保有自己株式数 | | | 44 | |

(注) 当期間における保有自己株式数には、2019年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。

現時点において当社は、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。しかしながら、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当について、期末配当の基準日を8月31日とする旨及び2月末日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度につきましては、2018年11月28日に、東京証券取引所マザーズに上場したことに伴い、株主の皆様へ感謝の意を表すため、1株あたり40円の記念配当を実施することを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は12.7%となりました。

(2019年8月期の剰余金の配当の決議内容)

| 決議年月日 | 配当金の総額 (千円) | 1株当たり配当額 (円) |
|---------------------|----------------|-----------------|
| 2019年11月28日定時株主総会決議 | 55,104 | 40.00 |

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

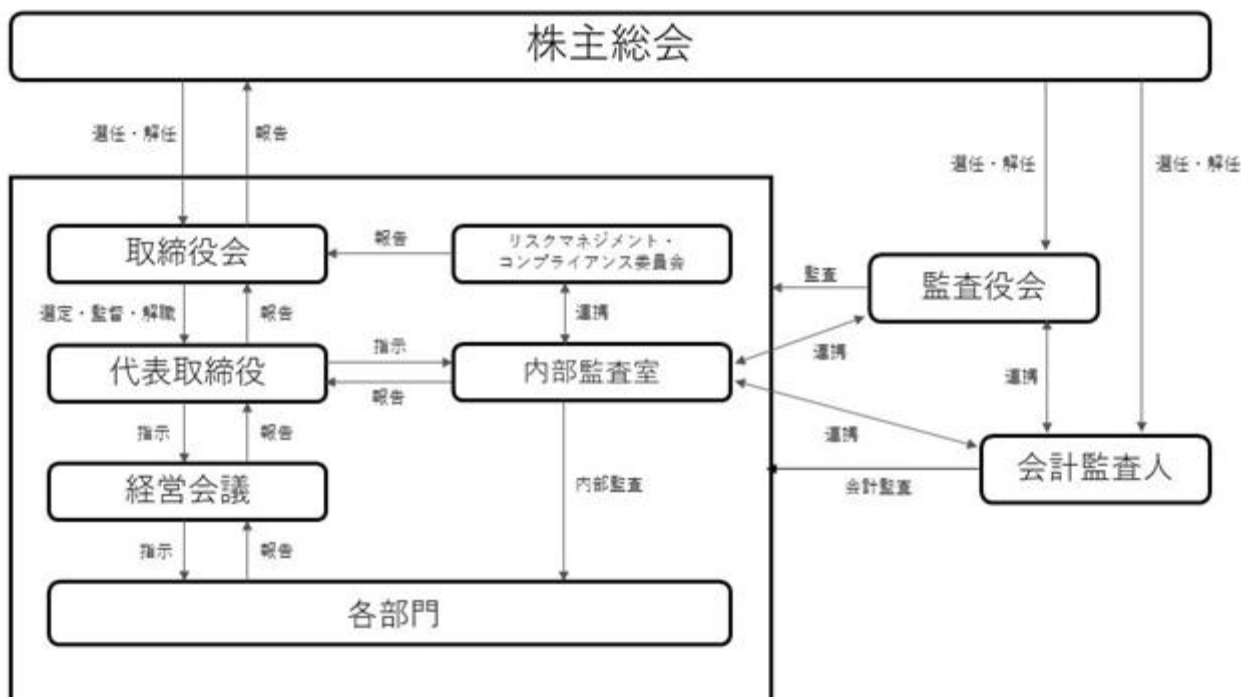
当社は、「価値の再生：潜在する価値を再生し、価値の化学反応を促進。」という経営理念のもと、企業が永続的に発展するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものであると考えております。

このため、株主をはじめ、取引先、従業員、地域社会といった各ステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しており、当該認識のもと、当社全体の内部統制整備・運用を徹底することにより、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制

当社は、会社の機関として、取締役会、監査役会を設けるとともに、経営及び業務執行に関する協議・意思決定機関として経営会議を設置しております。当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。



a. 取締役会

有価証券報告書提出日（2019年11月29日）現在の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役1名）により構成されております。毎月開催される取締役会に加え、必要に応じて臨時の取締役会を開催しております。経営に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況を多面的に監督・監視し当社の経営の効率性及び透明性を確保できるよう努めております。また、監査役3名も出席しており、取締役の職務執行を監督しております。

議長：代表取締役社長 河本幸士郎

構成員：取締役会長 小川潤之、取締役 廣瀬一成、取締役 緒方秀和、取締役 川口正人、取締役 森一雄

b. 監査役及び監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名及び非常勤監査役2名の計3名（3名とも社外監査役）で構成されております。監査役は「監査役監査規程」及び監査計画に基づき取締役会をはじめとする重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、取締役及び各部門にヒアリングを行い、経営に対して適正な監視を行うこととしております。さらに、内部監査担当者及び会計監査人との連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

議長：常勤監査役 佐々木敏夫

構成員：監査役 松村正哲、監査役 原田昌平

c. 経営会議

当社では、毎月1回、原則として常勤取締役、常勤監査役が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、経営や事業運営に係る重要な討議、決裁、意思決定、及び各部門の業務執行報告を行っており、出席者が情報を共有し、十分な議論を行っております。

議長：代表取締役社長 河本幸士郎

構成員：取締役会長 小川潤之、取締役 廣瀬一成、取締役 緒方秀和、取締役 川口正人、監査役 佐々木敏夫

d. 内部監査

内部監査については、独立した組織として内部監査室を設けており、代表取締役社長により選任された内部監査室長及び内部監査担当者が内部監査年間計画書に基づき内部監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。

代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

ロ 当該体制を採用する理由

当社は、経営の透明・公正かつ迅速な意思決定を実現するコーポレート・ガバナンス体制の構築に向け、現在のコーポレート・ガバナンス体制が、取締役会の意思決定・監督機能強化と業務執行の迅速化を実現できる企業統治システムと判断し、現体制を採用しています。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及び維持向上を図ります。
- ・取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、当社に対する社会からの期待に合う、公平かつ公正な業務遂行に努めております。
- ・取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招く恐れを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報します。
- ・コンプライアンスに関する相談又は不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実効性を高めております。
- ・法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役社長が内部監査室長及び内部監査担当者を指名し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施しております。
- ・財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等を行う体制を整備しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
- ・取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができます。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・経営活動上のリスクとして、市場関連リスク・信用リスク・品質リスク・コンプライアンスリスク等を認識し、そのリスクごとの把握と対応を行う体制をとっております。
- ・重大な事態が生じた場合には迅速な危機管理対策が実施できる体制を採っております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・「取締役会規程」に基づき、取締役会を原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について意思決定を行っております。
- ・「経営会議規程」に基づき、常勤取締役、常勤監査役で構成する経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行上の重要課題について報告・審議を行っております。
- ・業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規程に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図っております。

e. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 監査役は、取締役会、経営会議のほか、社内の各種重要会議に出席し、取締役の職務の執行状況を確認します。
- ・ 取締役及び使用人は、主な業務執行について適時適切に監査役に報告するほか、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに監査役に報告します。
- ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じ、定期的に、また随時監査役に事業の報告を行います。
- ・ 取締役及び使用人の監査役への情報提供を理由とした不利益な処遇を、一切行わないものとしております。

f . その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者との意見交換や情報交換を行い、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができます。
- ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換や情報交換を行い、相互認識と信頼関係を確保します。
- ・ 監査役がその職務の執行のために必要と認められる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担します。

g . 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、会社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とし、反社会的勢力と関わりを持たないように、「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、役職員に周知徹底しております。

ロ リスク管理体制の整備の状況

当社は、市場、情報セキュリティ、環境、労務等様々な事業運営上のリスクについて「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、リスクに対する基本的な方針及び管理方法を明確にすることにより、適切なリスク管理の運営を行うべく体制の構築を行っております。事業活動上の重大な事態が発生した場合にはリスクマネジメント・コンプライアンス委員会に対してその報告を行い、必要に応じその対策について協議を行うこととなっております。

また、当社は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、税理士及び社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

ハ 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は、当社から子会社の役員を選任し重要事項については当社の事前承認を得よう規定を定める等、子会社の業務執行状況を随時確認・指導し、その適正を確保するための体制整備に努めております。また、内部監査部門は、当社及び当社子会社全体の内部監査を実施しております。

二 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役森一雄氏及び社外監査役松村正哲氏、社外監査役原田昌平氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

ホ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

a . 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

b . 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

c . 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に迅速に対応し、機動的な資本政策を遂行するためであります。

へ 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨定款に定めております。

ト 取締役の選任の決議要件

取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

チ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性9名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|--|--------|-------------|--|------|--------------|
| 取締役会長 | 小川 潤之 | 1977年8月9日 | 2001年11月 三井不動産販売株式会社(現三井不動産リアルティ株式会社) 入社 2005年3月 グローバンス株式会社 入社 2006年10月 クレディ・スイス・プリンシパルインベストメンツ 入社 2007年5月 ファンド・ディレクション株式会社 代表取締役 2012年10月 合同会社フォルテ(現当社) 入社 2015年8月 当社 最高財務責任者 2016年4月 当社 取締役最高財務責任者 2017年11月 当社 取締役最高執行責任者兼最高投資責任者 2018年4月 当社 取締役最高執行責任者 2019年4月 当社 取締役会長(現任) | (注)3 | 1,263,040 |
| 代表取締役社長 | 河本 幸士郎 | 1973年11月24日 | 1999年4月 明豊ファシリティアークス株式会社 入社 2001年4月 株式会社リアルワークス 入社 2003年6月 グローバンス株式会社 入社 2006年11月 グロブナー・ファンド・マネジメン ト・ジャパン・リミテッド 入社 2014年12月 合同会社フォルテ(現当社) 入社 2015年8月 当社 代表取締役社長(現任) | (注)3 | 346,400 |
| 取締役 管理本部長兼 経理部長兼広報・IR部 長 | 廣瀬 一成 | 1974年8月24日 | 1997年4月 和光証券株式会社(現みずほ証券株式 会社) 入社 2005年10月 メリルリンチ日本証券株式会社(現三 菱UFJモルガンスタンレーPB証券株式 会社) 入社 2008年1月 株式会社新生銀行 入行 2009年7月 SMBCフレンド証券株式会社(現SMBC日 興証券株式会社) 入社 2016年3月 当社入社 経営企画室長 2016年4月 当社 取締役最高管理責任者 2017年9月 当社 取締役最高管理責任者兼経営管 理部長 2018年4月 当社 取締役最高財務責任者 2019年2月 当社 取締役最高財務責任者兼財務経 理部長 2019年4月 当社 取締役管理本部長兼経理部長 2019年9月 当社 取締役管理本部長兼経理部長兼 広報・IR部長(現任) | (注)3 | - |
| 取締役 執行役員 投資事業本部長兼 プロパティマネジメン ト事業部長 | 緒方 秀和 | 1980年8月28日 | 2003年4月 株式会社ゼファー 入社 2005年8月 グローバンス株式会社 入社 2006年12月 PAGインベストメント・マネジメン ト株式会社 入社 2017年9月 当社入社 執行役員(現任) 投資事業部長 2018年4月 当社 取締役最高投資責任者 2018年11月 当社 取締役最高投資責任者兼投資事 業部長 2019年4月 当社 取締役投資事業本部長 2019年6月 当社 取締役投資事業本部長兼自然エ ネルギー部長 2019年9月 当社 取締役執行役員投資事業本部長 兼プロパティマネジメント事業部長 (現任) | (注)3 | - |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|--|--------|-------------|--|------|--------------|
| 取締役 執行役員 戦略投資事業本部長兼 自然エネルギー事業部 長 | 川口 正人 | 1974年5月21日 | 1997年4月 有限会社弘栄不動産 入社 2002年1月 三井不動産販売株式会社(現三井不動 産リアルティ株式会社) 入社 2006年8月 シティグループ・プリンシパル・ファ イナンス・ジャパン合同会社 入社 2010年10月 マーキュリアインベストメント株式 会社 入社 2018年4月 株式会社メイプルズ 入社 2019年9月 当社入社 執行役員 戦略投資事業本 部長兼自然エネルギー事業部長 2019年11月 当社 取締役執行役員戦略投資事業本 部長兼自然エネルギー事業部長(現 任) | (注)3 | 160,000 |
| 取締役 | 森 一雄 | 1952年12月11日 | 1977年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社み ずほ銀行) 入行 1991年4月 同行 ベルリン駐在員事務所首席駐在 員 1994年10月 ドイツ興銀 出向 取締役 営業統括 1997年6月 興銀証券株式会社(現みずほ証券株式 会社) 出向 1999年9月 同社 シンジケーション部長 2000年8月 同社 市場開発部長 2001年5月 新光証券株式会社(現みずほ証券株式 会社) 出向 資本市場本部 部長 2002年5月 同社 入社 インベストメントバンキ ング4部長 2004年4月 同社 インベストメントバンキング1 部長 2006年4月 同社 執行役員 企業金融5部長 2008年6月 同社 執行役員M&Aアドバイザー部 門担当 2009年5月 みずほ証券株式会社 執行役員 グ ローバル投資銀行部門 M&A関連担当 2010年4月 日本証券テクノロジー株式会社 入 社 常務執行役員 2011年4月 同社 取締役 2013年5月 同社 シニアフェロー 2014年2月 株式会社リガク 入社 社長室 理事 2015年4月 森総合事務所 代表(現任) 2017年11月 当社 社外取締役(現任) | (注)3 | - |
| 常勤監査役 | 佐々木 敏夫 | 1948年4月19日 | 1972年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社み ずほ銀行) 入行 1983年3月 石油公団 出向 1987年6月 株式会社日本興業銀行 札幌支店 審 査役 1995年3月 同行 業務部 参事役 1996年3月 同行 融資第二部 参事役 1998年5月 株式会社マイカル北海道(現イオン北 海道株式会社)派遣 経営企画室 2000年6月 同社 入社 取締役経営企画室長 2007年3月 株式会社アクティオ 入社 2009年7月 株式会社エマルシェ 入社 取締役社 長室長 2010年4月 同社 代表取締役社長 2016年4月 当社 常勤監査役(現任) | (注)4 | - |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-----|-------|-------------|--|------|--------------|
| 監査役 | 松村 正哲 | 1970年11月19日 | 1997年4月 弁護士登録(東京弁護士会入会) 同年同月 森綜合法律事務所(現森・濱田松本法律事務所) 入所 2015年3月 松村綜合法律事務所開設(現任) 2016年11月 当社 監査役(現任) 2017年3月 株式会社global bridge HOLDINGS監査役(現任) | (注)4 | - |
| 監査役 | 原田 昌平 | 1957年9月19日 | 1984年10月 監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1993年7月 アーンストアンドヤング・ロンドン事務所 出向 1999年2月 アーンストアンドヤング・グローバルフィナンシャルサービス株式会社 出向 1999年5月 同法人 パートナー 2005年2月 同法人 金融サービス部長 2010年7月 同法人 金融事業部副部長 2012年9月 同法人 常務理事、アドバイザリー事業部長 2015年7月 同法人 常務理事、アカウントینگ・ソリューション事業部長 2017年7月 公認会計士原田昌平事務所開設(現仙石山監査共同事務所)(現任) 同年同月 全国農業協同組合連合会 監事(現任) 2018年4月 CITIC Limited 独立非執行董事(現任) 同年同月 当社 監査役(現任) 2018年8月 一般社団法人日本クラウドファンディング協会 理事(現任) 2018年11月 MULプライベートリート投資法人 監督役員(現任) | (注)4 | - |
| 計 | | | | | 1,769,440 |

- (注) 1. 取締役森一雄は、社外取締役であります。
 2. 常勤監査役佐々木敏夫、監査役松村正哲、監査役原田昌平は社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は2019年11月28日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までであります。
 4. 監査役の任期は2018年6月8日開催の臨時株主総会終結の時から4年以内に終了する最終事業年度に関する定時株主総会の終結時までであります。
 5. 当社は、2019年11月28日開催の定時株主総会において、監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 所有株式数 (株) |
|-------|------------|--|--------------|
| 戸田 千史 | 1950年5月26日 | 1974年4月 株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行 1996年6月 同行 証券営業部副部長 1998年2月 同行 難波支店長 2000年9月 株式会社みずほホールディングス 個人業務部長 2002年6月 興和不動産株式会社 総務本部関係会社室長 2004年7月 同社 執行役員ビル事業本部営業統括部長 2009年3月 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 代表取締役社長 2014年3月 品川インターシティマネジメント株式会社 代表取締役社長 | |

社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役森一雄は、長年の金融機関での勤務で培った専門的な知識・経験を有しております。経営から独立した客観的かつ中立的な立場から当社の経営に関する的確な助言を頂けるものと考え、社外取締役に招聘したものであります。

同氏と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、高い独立性を保持しております。また、同氏は森総合事務所の代表であります。同社と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、特別な利害関係はありません。

社外監査役佐々木敏夫は、長年の金融機関での勤務で培った専門的な実務経験と豊富な知識を有しております。当社が成長していく過程での組織構築や当社の適切な組織運営に関する助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。

同氏と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、高い独立性を保持しております。また、同氏は、株式会社エマルシェの代表取締役でありましたが、同社と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、特別な利害関係はありません。

社外監査役松村正哲は、弁護士としての専門的な知見と豊富な経験を有しており、コンプライアンスに係る助言・提言に加えて、幅広い見識を当社の監査に反映して頂けることを期待して監査役に招聘したものであります。

同氏と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、高い独立性を保持しております。また、同氏は松村総合法律事務所の代表であり、株式会社global bridge HOLDINGSの監査役であります。同社と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、特別な利害関係はありません。

社外監査役原田昌平は、公認会計士としての監査経験を通じ、財務及び会計に関する高度な知見と経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等への助言・提言を期待して監査役に招聘したものであります。

同氏と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、高い独立性を保持しております。また、同氏は仙石山監査共同事務所代表、全国農業協同組合連合会監事、CITIC Limited独立非執行董事、一般社団法人日本クラウドファンディング協会理事、MULプライベートリート投資法人監督役員を兼務しておりますが、当社とこれら5社との間には、同社と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はなく、特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役1名及び社外監査役3名はそれぞれ、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、当事業年度は、定時取締役会を12回、臨時取締役会を18回（その他、書面決議2回）開催し、社外取締役の出席率は100%、社外監査役の出席率は94%となっております。監査役会は13回開催し、社外監査役の出席率は100%となっております。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役と社外監査役とは定期的に意見交換を行っており、また、社外監査役と内部監査室及び会計監査人は、定期的にまたは必要に応じて、監査業務等について意見交換を行い相互の連携を図っております。さらに、内部統制を行う部門には監督・監査を行う立場から業務に対する助言・指導等を行い、かつ、必要に応じ意見交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査の組織は、社外監査役3名（常勤監査役1名、非常勤監査役2名）で構成される監査役会であります。

監査役は、取締役会その他社内会議に出席するほか、取締役等からの業務執行の状況の聴取や決裁書類等の閲覧を通じて取締役等の業務執行の状況を客観的な立場から監視しております。また、監査役相互間の情報の共有化を図るとともに、監査役会で策定した監査計画に基づき、報告の聴取にとどまらず、監査役自ら現地監査を行うなど取締役の業務執行および従業員の業務全般にわたってモニタリングを行うことにより、実効性のともなった経営監視を行っております。

なお、常勤社外監査役佐々木敏夫は、金融機関における長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。社外監査役松村正哲は、弁護士としての豊富な経験を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。社外監査役原田昌平は、公認会計士としての豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

内部監査の状況

当社は代表取締役社長の直轄の部門として内部監査室を設置しており、その監査活動を通じて内部統制機能の強化に努めております。内部監査室の人員は2名ですが、監査の内容により、その業務に通じた社員を補助者として選任し、当社各部門を対象に、法令、社内規程、経営方針、経営計画に基づいて業務運営並びに財産保全が適切に行われているかについて現地監査を実施し、必要に応じて是正勧告等を行っております。また、その監査結果について取締役及び監査役並びに関係部署に報告されています。

内部監査室は監査役会と定期的に意見交換を行い、各監査業務が効率的かつ実効的に行われているか相互に確認をしております。

会計監査の状況

当社は、太陽有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

| 業務を執行した公認会計士の氏名 | 補助者の構成 |
|-----------------------|----------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 齋藤 哲 | 公認会計士 2名 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 石井 雅也 | その他 8名 |

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

| 区分 | 前事業年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬（千円） | 非監査業務に基づく報酬（千円） | 監査証明業務に基づく報酬（千円） | 非監査業務に基づく報酬（千円） |
| 提出会社 | 14,000 | 2,000 | 16,900 | 500 |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | 14,000 | 2,000 | 16,900 | 500 |

非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数を勘案し、監査役会の同意を得て決定しております。

e. 監査等委員が会計監査人の報酬に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出金額等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会において承認された報酬限度額を上限として、会社の業績や経済情勢、及び個々の職責、経歴、実績等を総合的に勘案し、取締役会の審議を経て決定しております。

ロ 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

取締役の報酬等については、2018年3月29日に開催された当社臨時株主総会において決議されており、その決議内容はその報酬額について年額300,000千円を限度とするものであります。各取締役の報酬等については、取締役の協議により各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしております。なお、当事業年度においては、2018年11月29日の取締役会において各取締役の報酬等の額についての決定が代表取締役社長河本幸士郎に一任され、決定されております。なお、決議当時の取締役の員数は6名であります。

また、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」）に業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2019年11月28日に開催された当社定時株主総会において、上記報酬枠とは別に、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額60,000千円以内としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとしております。

監査役の報酬等については2018年11月29日の定時株主総会での決議において年額30,000千円を報酬等の限度額としており、各監査役の報酬等については、監査役の協議により決定しております。なお、決議当時の監査役の員数は3名であります。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者、当該権限の内容、当該裁量の範囲

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会は設置しておりませんが、取締役会で代表取締役社長が提案し、審議の上、決議しております。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会の手続の概要

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定に関与する委員会は設置しておりませんので、該当事項はありません。

ホ 当事業年度における役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び委員会等の活動内容

当事業年度においては、2018年11月29日の取締役会において各取締役の報酬等の額についての決定が代表取締役社長河本幸士郎に一任され、決定されております。

ヘ 役員の報酬等における業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支給割合の決定方針の内容

当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

ト 業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由、当該業績連動報酬の額の決定方法

当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

チ 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標及び実績

当社の役員の報酬等には業績連動報酬は含まれておりませんので、該当事項はありません。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | | 対象となる役員 の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|-----------|----|-------|-----------------------|
| | | 基本報酬 | ストックオプション | 賞与 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 73,200 | 73,200 | - | - | - | 5 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | - | - | - | - | - | - |
| 社外役員 | 26,550 | 26,550 | - | - | - | 4 |

(注) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

イ 投資株式の区分の基準及び考え方

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)より、連結財務諸表を作成しているため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)の財務諸表について、太陽有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人及び各種団体が主催する研修への参加及び専門誌等の購読を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| 当連結会計年度 (2019年8月31日) | |
|-------------------------|-----------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 現金及び預金 | 1,572,671 |
| 売掛金 | 1,134,428 |
| 営業投資有価証券 | 170,000 |
| 開発事業等支出金 | 640,778 |
| 販売用不動産 | 1,343,864 |
| 前払金 | 681,161 |
| その他 | 160,455 |
| 貸倒引当金 | 1,460 |
| 流動資産合計 | 5,794,899 |
| 固定資産 | |
| 有形固定資産 | |
| 建物及び構築物 | 29,777 |
| 減価償却累計額 | 4,619 |
| 建物及び構築物(純額) | 25,157 |
| 機械装置及び運搬具 | 508,562 |
| 減価償却累計額 | 178,775 |
| 機械装置及び運搬具(純額) | 1,329,786 |
| 工具、器具及び備品 | 6,612 |
| 減価償却累計額 | 3,055 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 3,557 |
| 土地 | 1,420,206 |
| リース資産 | 190,414 |
| 減価償却累計額 | 21,950 |
| リース資産(純額) | 168,463 |
| 有形固定資産合計 | 947,172 |
| 無形固定資産 | |
| リース資産 | 14,481 |
| その他 | 5,400 |
| 無形固定資産合計 | 19,881 |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 400 |
| 繰延税金資産 | 2,879 |
| その他 | 176,000 |
| 投資その他の資産合計 | 179,280 |
| 固定資産合計 | 1,146,333 |
| 繰延資産 | |
| 社債発行費 | 3,025 |
| 繰延資産合計 | 3,025 |
| 資産合計 | 6,944,258 |

(単位：千円)

当連結会計年度
 (2019年8月31日)

| | |
|---------------|----------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 短期借入金 | 570,000 |
| 1年内償還予定の社債 | 20,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1, 2 265,978 |
| リース債務 | 7,792 |
| 未払金 | 500,505 |
| 未払費用 | 39,779 |
| 未払法人税等 | 175,349 |
| 賞与引当金 | 58,948 |
| その他 | 113,275 |
| 流動負債合計 | 1,751,629 |
| 固定負債 | |
| 社債 | 80,000 |
| 長期借入金 | 1, 2 3,387,231 |
| リース債務 | 23,193 |
| 資産除去債務 | 21,404 |
| 長期預り敷金 | 124,066 |
| 固定負債合計 | 3,635,895 |
| 負債合計 | 5,387,524 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | |
| 資本金 | 408,512 |
| 資本剰余金 | 313,510 |
| 利益剰余金 | 834,711 |
| 株主資本合計 | 1,556,733 |
| 純資産合計 | 1,556,733 |
| 負債純資産合計 | 6,944,258 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|-----------------|--|
| 売上高 | 5,352,982 |
| 売上原価 | 3,559,874 |
| 売上総利益 | 1,793,108 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,094,009 |
| 営業利益 | 699,099 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 7 |
| ポイント引当金戻入益 | 7,823 |
| 為替差益 | 1,430 |
| 雑収入 | 3,002 |
| 営業外収益合計 | 12,263 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 39,408 |
| アレンジメント手数料 | 31,787 |
| その他 | 478 |
| 営業外費用合計 | 71,674 |
| 経常利益 | 639,688 |
| 税金等調整前当期純利益 | 639,688 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 232,351 |
| 過年度法人税等戻入額 | 10,461 |
| 法人税等調整額 | 17,671 |
| 法人税等合計 | 204,217 |
| 当期純利益 | 435,470 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 435,470 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|--------------|--|
| 当期純利益 | 435,470 |
| 包括利益 | 435,470 |
| (内訳) | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 435,470 |
| 非支配株主に係る包括利益 | - |

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|---------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 170,000 | 74,998 | 399,240 | 644,238 | 644,238 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 238,512 | 238,512 | - | 477,024 | 477,024 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | - | - | 435,470 | 435,470 | 435,470 |
| 当期変動額合計 | 238,512 | 238,512 | 435,470 | 912,494 | 912,494 |
| 当期末残高 | 408,512 | 313,510 | 834,711 | 1,556,733 | 1,556,733 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 2018年9月1日
至 2019年8月31日)

| | |
|--------------------|-----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税金等調整前当期純利益 | 639,688 |
| 減価償却費 | 141,476 |
| 為替差損益(は益) | 1,430 |
| ポイント引当金の増減額(は減少) | 7,342 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 1,460 |
| 賞与引当金の増減額(は減少) | 34,936 |
| 受取利息 | 7 |
| 支払利息 | 39,408 |
| アレンジメント手数料 | 31,787 |
| 社債発行費償却 | 336 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 106,713 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 2,426,744 |
| 前払金の増減額(は増加) | 626,949 |
| 未収入金の増減額(は増加) | 10,408 |
| 営業投資有価証券の増減額(は増加) | 170,000 |
| 長期前払費用の増減額(は増加) | 77,385 |
| その他の資産の増減額(は増加) | 24,885 |
| 前受金の増減額(は減少) | 5,984 |
| 預り金の増減額(は減少) | 118,115 |
| 長期預り金の増減額(は減少) | 6,115 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 52,029 |
| 未払金の増減額(は減少) | 384,000 |
| その他の負債の増減額(は減少) | 9,169 |
| 小計 | 2,327,649 |
| 利息の受取額 | 7 |
| 利息の支払額 | 39,048 |
| 法人税等の支払額 | 146,273 |
| 法人税等の還付額 | 10,461 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 2,502,501 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 245,446 |
| 敷金の差入による支出 | 48,847 |
| 敷金及び保証金の回収による収入 | 530 |
| 出資金の払込による支出 | 628 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 294,391 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 社債の発行による収入 | 100,000 |
| 短期借入金の純増減額(は減少) | 219,800 |
| 長期借入れによる収入 | 3,146,800 |
| 長期借入金の返済による支出 | 1,133,836 |
| ストックオプションの行使による収入 | 15,000 |
| リース債務の返済による支出 | 3,982 |
| 株式の発行による収入 | 462,024 |
| アレンジメント手数料の支払額 | 43,072 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 2,762,733 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 34,160 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 606,831 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1,572,671 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

匿名組合Alpha Energy

匿名組合Alpha Energyは、当連結会計年度において新たに出資したため、連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、投資事業組合等への出資金についての詳細は「(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 営業投資有価証券のうち、投資事業組合等の会計処理」に記載しております。

たな卸資産

開発事業等支出金、販売用不動産

個別法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年～47年

機械装置及び運搬具 11年～17年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、未収入金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスルしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。なお、資産に係る控除対象外消費税のうち、棚卸資産に係るものは個々の棚卸資産の取得原価に算入することとしており、固定資産に係るものは投資その他の資産の「その他」に計上し5年間で均等償却しております。

営業投資の会計処理

当社が営業投資目的で行う投資（営業投資）については、営業投資目的以外の投資とは区分して「営業投資有価証券」として「流動資産」に表示しております。また、営業投資から生じる損益は、営業損益として表示することとしております。

なお、株式等の所有により、営業投資先的意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから、当該営業投資先は、子会社及び関連会社に該当しないものとしております。

営業投資有価証券のうち、投資事業組合等の会計処理

当社は営業投資有価証券のうち、投資事業組合等の会計処理を行うに際して、投資事業組合等の出資時に営業投資有価証券を計上し、投資事業組合等から分配された損益については、売上高に計上するとともに同額を営業投資有価証券に加減し、投資事業組合等からの出資金の払戻については営業投資有価証券を減額させております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(追加情報)

(資産の保有目的の変更)

当社グループで保有しているショッピングセンターフォルテについて、保有目的を変更したことに伴い、該当する流動資産その他6,365千円、有形固定資産848,286千円（建物及び構築物764,309千円、機械装置及び運搬具538千円、工具、器具及び備品11,917千円、土地71,521千円）、無形固定資産その他51,308千円、投資その他の資産のその他52,738千円を販売用不動産に振替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保資産

| | 当連結会計年度 (2019年8月31日) |
|-----------|-------------------------|
| 現金及び預金 | 54,216千円 |
| 売掛金 | 4,885 |
| 販売用不動産 | 2,312,519 |
| 機械装置及び運搬具 | 293,792 |
| 土地 | 96,900 |
| 計 | 2,762,314 |

担保付債務

| | 当連結会計年度 (2019年8月31日) |
|---------------|-------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 91,663千円 |
| 長期借入金 | 2,513,581 |
| 計 | 2,605,245 |

2 財務制限条項

当社グループが締結している金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。当該条項に抵触することとなった場合には、当該借入金について期限の利益を喪失するおそれがあります。

| | 当連結会計年度 (2019年8月31日) |
|---------------|-------------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 177,611千円 |
| 長期借入金 | 2,220,382 |
| 計 | 2,397,993 |

(連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|----------|--|
| 給料及び手当 | 268,411千円 |
| 賞与引当金繰入額 | 72,243 |
| 退職給付費用 | 1,675 |
| 貸倒引当金繰入額 | 1,460 |

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 当連結会計年度増加 株式数(株) | 当連結会計年度減少 株式数(株) | 当連結会計年度末株 式数(株) |
|---------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式(注) | 1,210,600 | 167,000 | - | 1,377,600 |
| 合計 | 1,210,600 | 167,000 | - | 1,377,600 |

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加167,000株は、公募による新株の発行135,000株、第三者割当による新株の発行20,000株及び新株予約権の権利行使による新株の発行12,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (千円) | 配当の原資 | 1株当たり配 当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|-----------------------|-------|----------------|-------|-----------------|------------|-------------|
| 2019年11月28日 定時株主総会 | 普通株式 | 55,104 | 利益剰余金 | 40 | 2019年8月31日 | 2019年11月29日 |

(注) 2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期末配当につきましては、配当基準日が2019年8月31日となりますので、当該株式分割実施前の株式数を基準として配当を実施いたします。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | 当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|-----------|--|
| 現金及び預金勘定 | 572,671千円 |
| 現金及び現金同等物 | 572,671 |

2. 重要な非資金取引の内容

(1) ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

| | 当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|-------------------------|--|
| ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額 | 31,960千円 |

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、保有しているショッピングセンターフォルテの映画館設備であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、各セグメントの設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、純投資を目的とした非上場株式を原資産にした新株予約権であります。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金のうち、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。また主な目的は、設備投資に必要な資金の調達であり、返済日は決算日後、最長で12年後であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権または未収入金について、各事業部門における営業担当が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

当社グループは、必要に応じて、金利条件の見直しや借換えを行うことで金利の変動リスクを管理しております。

・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部門からの報告に基づき、財務担当が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

当連結会計年度（2019年8月31日）

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-----------------------------|--------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 572,671 | 572,671 | - |
| (2) 売掛金 | 134,428 | 134,428 | - |
| (3) 未収入金 | 21,082 | | |
| 貸倒引当金(*1) | 1,460 | | |
| | 19,622 | 19,622 | - |
| 資産計 | 726,721 | 726,721 | - |
| (1) 短期借入金 | 570,000 | 570,000 | - |
| (2) 未払金 | 500,505 | 500,505 | - |
| (3) 未払法人税等 | 175,349 | 175,349 | - |
| (4) 社債(1年内償還予定の社債を含む) | 100,000 | 100,624 | 624 |
| (5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む) | 3,653,209 | 3,653,221 | 12 |
| (6) リース債務(流動負債のリース債務を含む) | 30,985 | 31,092 | 107 |
| 負債計 | 5,030,049 | 5,030,794 | 744 |

(*1)未収入金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 短期借入金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)、(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)、(6) リース債務(流動負債のリース債務を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の社債の発行、借入又はリース取引において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 当連結会計年度 (2019年8月31日) |
|----------|-------------------------|
| 営業投資有価証券 | 170,000 |
| 投資有価証券 | 400 |

(注) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(2019年8月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 572,671 | - | - | - |
| 売掛金 | 134,428 | - | - | - |
| 未収入金 | 21,082 | - | - | - |
| 合計 | 728,181 | - | - | - |

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(2019年8月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 570,000 | - | - | - | - | - |
| 社債 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | - |
| 長期借入金 | 265,978 | 287,506 | 1,178,219 | 219,197 | 216,650 | 1,485,658 |
| リース債務 | 7,792 | 6,746 | 7,082 | 7,435 | 1,927 | - |
| 合計 | 863,770 | 314,253 | 1,205,302 | 246,632 | 238,577 | 1,485,658 |

(有価証券関係)

その他有価証券

当連結会計年度(2019年8月31日)

営業投資有価証券(連結貸借対照表計上額170,000千円)及び投資有価証券(連結貸借対照表計上額400千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度(自2018年9月1日至2019年8月31日)1,675千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2018年6月8日開催の取締役会決議により、2018年6月9日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 (ストック・オプション) | 第2回新株予約権 (ストック・オプション) |
|---------------------|---|---|
| 決議年月日 | 2016年6月30日 | 2017年8月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 2名 当社従業員 4名 | 当社従業員 5名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 | 普通株式 102,000株 | 普通株式 20,000株 |
| 付与日 | 2016年7月1日 | 2017年8月23日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。) | 権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。) |
| 対象勤務期間 | 勤務対象期間の定めはありません。 | 勤務対象期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2018年7月1日～2026年6月30日 | 2019年8月23日～2027年8月22日 |

| | 第3回新株予約権 (ストック・オプション) | 第4回新株予約権 (ストック・オプション) |
|---------------------|---|---|
| 決議年月日 | 2017年11月28日 | 2018年6月8日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 10名 | 当社取締役 1名 当社従業員 7名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 | 普通株式 29,000株 | 普通株式 29,600株 |
| 付与日 | 2017年11月29日 | 2018年6月8日 |
| 権利確定条件 | 権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。) | 権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあること。(ただし、任期満了及び定年退職は除く。) |
| 対象勤務期間 | 勤務対象期間の定めはありません。 | 勤務対象期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2019年11月29日～2027年11月28日 | 2020年6月9日～2028年6月8日 |

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 (ストック・オプション) | 第2回新株予約権 (ストック・オプション) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2016年6月30日 | 2017年8月22日 |
| 権利確定前 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | - | 12,000 |
| 付与 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | - | 12,000 |
| 未確定残 | - | - |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | 100,000 | - |
| 権利確定 | - | 12,000 |
| 権利行使 | 12,000 | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | 88,000 | 12,000 |

| | 第3回新株予約権 (ストック・オプション) | 第4回新株予約権 (ストック・オプション) |
|-----------|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2017年11月28日 | 2018年6月8日 |
| 権利確定前 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | 26,600 | 29,600 |
| 付与 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 未確定残 | 26,600 | 29,600 |
| 権利確定後 (株) | | |
| 前連結会計年度末 | - | - |
| 権利確定 | - | - |
| 権利行使 | - | - |
| 失効 | - | - |
| 未行使残 | - | - |

単価情報

| | 第1回新株予約権 (ストック・オプション) | 第2回新株予約権 (ストック・オプション) |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2016年6月30日 | 2017年8月22日 |
| 権利行使価格 (円) | 1,250 | 1,786 |
| 行使時平均株価 (円) | 4,645 | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - |

| | 第3回新株予約権 (ストック・オプション) | 第4回新株予約権 (ストック・オプション) |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 決議年月日 | 2017年11月28日 | 2018年6月8日 |
| 権利行使価格 (円) | 2,150 | 2,500 |
| 行使時平均株価 (円) | - | - |
| 付与日における公正な評価単価 (円) | - | - |

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値より算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、時価純資産法によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

- 千円

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 当連結会計年度 (2019年8月31日) |
|-----------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 7,821千円 |
| 賞与引当金 | 18,052 |
| 抱合株式消滅差損 | 27,797 |
| 資産除去債務 | 6,574 |
| その他 | 7,295 |
| 繰延税金資産小計 | 67,540 |
| 評価性引当額 | 27,797 |
| 繰延税金資産合計 | 39,743 |
| 繰延税金負債 | |
| 吸収合併に伴う時価評価差額 | 3,218 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 4,912 |
| 特別償却準備金 | 28,733 |
| 繰延税金負債合計 | 36,863 |
| 繰延税金資産(負債)純額 | 2,879 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 匿名組合Alpha Energy

事業の内容 再生可能エネルギー発電事業に係る発電設備等の取得、保有、管理及び運営
 有価証券、信託受益権の取得、保有及び処分並びに管理
 不動産及び動産の売買、保有、管理及び賃貸
 前各号に付帯関連する一切の業務再生可能エネルギー発電事業に係る発電設備等の取得、保有、管理及び運営等

(2) 企業結合を行った主な理由

自然エネルギー事業の収益力強化のため。

(3) 企業結合日

2019年6月10日

(4) 企業結合の法的形式

匿名組合出資持分の取得

(5) 結合後企業の名称

変更はありません。

(6) 取得した持分比率

持分比率 100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として匿名組合出資持分を取得したため。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間
2019年6月10日から2019年8月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

| | | |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 135,000千円 |
| 取得原価 | | 135,000千円 |

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

当社グループが保有する太陽光発電施設の撤去費用及び本社事務所の建物の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10～17年と見積り、割引率は0.1%～1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

| | 当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|-----------------|--|
| 期首残高 | 24,076千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 5,553 |
| 時の経過による調整額 | 139 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | 8,365 |
| その他増減額(は減少) | - |
| 期末残高 | 21,404 |

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、鹿児島県薩摩川内市その他の地域において、賃貸用の土地を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は10,400千円(賃貸収益は売上高に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|------------|--|
| 連結貸借対照表計上額 | |
| 期首残高 | 1,107,495 |
| 期中増減額 | 922,495 |
| 期末残高 | 185,000 |
| 期末時価 | 225,100 |

- (注) 1. 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。
2. 期中増減額の減少は、主に保有目的の変更による販売用不動産への振替(899,595千円)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの報告セグメントは、これまで「自然エネルギー事業」「不動産コンサルティング事業」及び「ショッピングセンター事業」の3つを報告セグメントとしておりましたが、当連結会計年度において「自然エネルギー事業」と「不動産コンサルティング事業」の2区分に変更しております。これは、当連結会計年度において、ショッピングセンター事業における有形固定資産の保有目的を変更し販売用不動産へ振替えたことにより、当事業を不動産コンサルティング事業へ移行したことによるものです。

また2019年8月期より連結財務諸表を作成しているため、各報告セグメントの前期比は記載しておりません。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「自然エネルギー事業」は、主に太陽光発電施設・風力発電施設の開発及び販売、電気事業者への売電を行っております。

「不動産コンサルティング事業」は、主に不動産の利用、取得、売却、投資等に対するコンサルティング及びショッピングセンター運営を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

(単位:千円)

| | 報告セグメント | | 合計 |
|--------------------|-----------|---------------|-----------|
| | 自然エネルギー事業 | 不動産コンサルティング事業 | |
| 売上高 | | | |
| 外部顧客への売上高 | 969,266 | 4,383,716 | 5,352,982 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | - | - | - |
| 計 | 969,266 | 4,383,716 | 5,352,982 |
| セグメント利益 | 385,464 | 931,980 | 1,317,444 |
| セグメント資産 | 1,892,724 | 4,762,635 | 6,655,359 |
| その他の項目 | | | |
| 減価償却費 | 48,860 | 84,649 | 133,509 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 222,220 | 31,960 | 254,180 |

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

| 利益 | 当連結会計年度 |
|-------------|-----------|
| 報告セグメント計 | 1,317,444 |
| 全社費用（注） | 618,345 |
| 連結財務諸表の営業利益 | 699,099 |

（注） 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

| 資産 | 当連結会計年度 |
|-------------|-----------|
| 報告セグメント計 | 6,655,359 |
| 全社資産（注） | 288,898 |
| 連結財務諸表の資産合計 | 6,944,258 |

（注） 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物であります。

（単位：千円）

| その他の項目 | 報告セグメント計 | 調整額（注） | 連結財務諸表計上額 |
|--------------------|----------|---------|-----------|
| | 当連結会計年度 | 当連結会計年度 | 当連結会計年度 |
| 減価償却費 | 133,509 | 7,967 | 141,476 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の増加額 | 254,180 | 20,426 | 274,606 |

（注） 1. 減価償却費の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物の減価償却費であります。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社建物の設備投資であります。

【関連情報】

当連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|-------------|---------|---------------|
| 平和不動産株式会社 | 830,000 | 不動産コンサルティング事業 |
| 合同会社NL11号 | 780,727 | 不動産コンサルティング事業 |
| 株式会社クロス | 710,300 | 不動産コンサルティング事業 |
| フジケンホーム株式会社 | 551,470 | 不動産コンサルティング事業 |

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| | 当連結会計年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月31日) |
|-----------------------|---|
| 1 株当たり純資産額 | 565.02円 |
| 1 株当たり当期純利益金額 | 163.49円 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 | 152.18円 |

(注) 1 . 2019年 9月 1日付で普通株式 1株につき 2株の株式分割を行っております。「 1株当たり純資産額」及び「 1株当たり当期純利益金額」並びに「潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額」は、2019年 8月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し算定しております。

2 . 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (2019年 8月31日) |
|-----------------------------------|----------------------------|
| 純資産の部の合計額 (千円) | 1,556,733 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (千円) | - |
| 普通株式に係る期末の純資産額 (千円) | 1,556,733 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株) | 2,755,200 |

3 . 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当連結会計年度 (自 2018年 9月 1日 至 2019年 8月31日) |
|--|---|
| 1 株当たり当期純利益金額 | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円) | 435,470 |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円) | 435,470 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 2,663,666 |
| 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (千円) | - |
| 普通株式増加数 (株) | 197,886 |
| (うち新株予約権 (株)) | (197,886) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 | - |

(重要な後発事象)

・株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社グループは、2019年8月13日に、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議し、2019年9月1日に実行いたしました。

1. 株式分割の目的

普通株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、個人投資家をはじめとする投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2019年8月31日(土)を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主が所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

なお、基準日である2019年8月31日(土曜日)は休日扱いとなるため、実質的には2019年8月30日(金曜日)となります。

(2) 分割により増加する株式数

| | |
|-----------------|-------------|
| 株式分割前の発行済株式総数 | 1,377,600 株 |
| 今回の分割により増加する株式数 | 1,377,600 株 |
| 株式分割後の発行済株式総数 | 2,755,200 株 |
| 株式分割後の発行可能株式総数 | 9,600,000 株 |

(3) 株式分割の日程

| | |
|--------|---------------|
| 基準日公告日 | 2019年8月15日(木) |
| 基準日 | 2019年8月31日(土) |
| 効力発生日 | 2019年9月1日(日) |

3. 新株予約権行使価格の調整

今回の株式分割に伴い、2019年9月1日以後に行使する新株予約権の1株当たりの行使価格を以下の通り調整いたします。

| | 調整前行使価格 | 調整後行使価格 |
|----------|---------|---------|
| 第1回新株予約権 | 1,250 円 | 625 円 |
| 第2回新株予約権 | 1,786 円 | 893 円 |
| 第3回新株予約権 | 2,150 円 | 1,075 円 |
| 第4回新株予約権 | 2,500 円 | 1,250 円 |

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2019年9月1日(日)付で当社定款第6条(発行可能株式総数)を変更いたしました。

(2) 変更の内容

変更内容は、以下のとおりであります。(下線部分は変更箇所となります。)

| 変更前 | 変更後 |
|---|---|
| (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>480万株</u> とする。 | (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>960万株</u> とする。 |

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2019年9月1日(日)

・子会社の設立

1. インドネシア現地法人の設立

当社グループは、2019年9月6日にインドネシアにおいて現地法人の設立を行うことを決議し、2019年9月11日に設立を完了いたしました。

(1) 設立の目的

当社グループの事業展開方針である「成長性のある事業分野 × 社会的意義のある事業」に基づき、成長を続ける同国において更なる事業機会を見出し、日本企業や投資家の東南アジアへの進出や事業拡大、投資機会の創出に寄与することを目指しております。

(2) 設立する子会社の概要

| | |
|----------|--|
| 名称 | PT. Kasumigaseki Development Indonesia |
| 所在地 | インドネシア共和国 |
| 事業内容 | 戸建て開発、再生可能エネルギー関連投資 |
| 資本金 | 2,491,000,000.00 RP |
| 設立の時期 | 2019年9月11日 |
| 株主及び持分比率 | 霞ヶ関キャピタル株式会社 99.6% 他1社 0.4% |

2. タイ現地法人の設立

当社グループは、2019年9月13日にタイにおいて現地法人の設立を行うことを決議し、2019年9月24日に設立を完了いたしました。

(1) 設立の目的

当社グループの事業展開方針である「成長性のある事業分野 × 社会的意義のある事業」に基づき、成長を続ける同国において更なる事業機会を見出し、日本企業や投資家の東南アジアへの進出や事業拡大、投資機会の創出に寄与することを目指しております。

(2) 設立する子会社の概要

| | |
|----------|---|
| 名称 | Kasumigaseki Capital (Thailand) Co., Ltd. |
| 所在地 | タイ王国 |
| 事業内容 | 分譲マンション開発 |
| 資本金 | 6,000,000 THB |
| 設立の時期 | 2019年9月24日 |
| 株主及び持分比率 | 霞ヶ関キャピタル株式会社 49% 他2社 51% |

3. 国内事業会社の設立

当社グループは、2019年9月13日に以下のとおり子会社を設立することを決議し、2019年9月27日に設立を完了いたしました。

(1) 設立の目的

当社グループ事業の柱の一つである不動産コンサルティング事業において、より一層の収益力強化を目的として、国内事業会社を3社設立致しました。

霞ヶ関パートナーズ株式会社においては、これまでのホテル開発事業をより強化すべく、物件の所有、賃貸・サブリース事業、オペレーション事業を推進して参ります。

霞ヶ関投資顧問株式会社においては、投資のオープンプラットフォームの形成を理念とし、投資分析(バリュエーション)、投資戦略立案、最適スキーム構築(法務・税務)、ファイナンスアレンジメント(デット・エクイティ)機能を持たせ、潜在価値の実現化、投資パフォーマンスの極大化、資源と資金の最適な組合せを追求して参ります。

霞ヶ関アセットマネジメント株式会社は、REIT準備室設置に伴い、目的をより一層具現化すべく設立致しました。この法人を通じ、当社グループにて開発するホテル等を主たるシードアセットとしてファンドの組成及びアセットマネジメント事業の構築を進めて参ります。

(2) 設立する子会社の概要

| 名称 | 霞ヶ関パートナーズ株式会社 | 霞ヶ関投資顧問株式会社 | 霞ヶ関アセットマネジメント株式会社 |
|----------|--|--|--|
| 所在地 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 | 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 |
| 事業内容 | 1. 不動産の所有、賃貸・サブリース事業 2. ホテルの経営 3. 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業 4. シェアオフィスの経営 5. 飲食店の経営 6. 前記各号に付帯関連する一切の業務 7. その他商業全般 | 1. 管理型信託業務 2. 不動産の保有、運営、売買、賃貸借、仲介 3. 有価証券の取得、保有、運用 4. 前各号に付随するコンサルティング業務全般 5. 第二種金融商品取引業 6. 投資助言・代理業 7. 投資運用業 8. 前記各号に付帯関連する一切の業務 | 1. 投資法人の設立企画人としての業務 2. 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業 3. 宅地建物取引業法に基づく取引一任代理等に係る業務 4. 金融商品取引法に基づく投資運用業 5. 投資法人のための資産の運用に係る業務 6. 投資法人の機関の運営に係る事務を行う業務 7. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介及びこれらの代理並びにコンサルティング 8. プロパティマネジメント業務及びアセットマネジメント業務 9. 不動産及び有価証券の取得、保有並びに処分 10. 前各号に付帯関連する一切の業務 |
| 資本金 | 10百万円 | 10百万円 | 10百万円 |
| 設立の時期 | 2019年9月27日 | 2019年9月27日 | 2019年9月27日 |
| 株主及び持分比率 | 霞ヶ関キャピタル株式会社 100% | 霞ヶ関キャピタル株式会社 100% | 霞ヶ関キャピタル株式会社 100% |

・新株式発行及び株式の売出し

2019年10月30日開催の取締役会において、下記のとおり新株式発行及び当社株式の売出しを決議し、2019年11月15日に払込が完了いたしました。この結果、資本金は1,440,034千円、発行済株式総数は3,113,200株となっております。

(1) 公募による募集株式発行の件

募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行する株式の種類及び数：普通株式 350,000株

発行価格：1株につき 6,237円

引受価額：1株につき 5,874円

資本組入額：1株につき 2,937円

発行価格の総額：2,182,950千円

引受価額の総額：2,055,900千円

資本組入額の総額：1,027,950千円

払込期日：2019年11月15日

資金の用途：今回の一般募集及び本第三者割当増資の手取概算額合計上限2,534,520千円について、2020年8月末までに不動産コンサルティング事業におけるアパートメントホテル開発の土地取得及び開発資金として1,634,520千円、認可保育園開発資金として400,000千円及びタイ・バンコクを中心とした海外不動産開発資金として200,000千円を、2020年8月末までに自然エネルギー事業における太陽光発電施設の開発資金に300,000千円を充当する予定であります。

(2) 引受人の買取引受けによる株式売出しの件

売出株式の種類及び数：当社普通株式 220,000株

売出人及び売出株式数：小川潤之 100,000株

加藤裕司 90,000株

河本幸士郎 30,000株

売出方法：売出価格での引受人買取引受けによる売出しである。

売出価格：上記(1)における発行価格と同一。

・第三者割当増資（オーバーアロットメント売出しに関連した第三者割当増資）

2019年10月30日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、S M B C日興証券株式会社を割当先とする第三者割当増資を決議いたしました。

募集方法：第三者割当（オーバーアロットメントによる売出）

募集株式の種類及び数：当社普通株式 85,500株（上限）

申込期日：2019年12月16日

払込期日：2019年12月17日

割当先：S M B C日興証券株式会社

割当価格：前記(1)の における募集株式の引受価額と同一。

前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

| 会社名 | 銘柄 | 発行年月日 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 利率(%) | 担保 | 償還期限 |
|-------------|----------|------------|---------------|---------------------|-------|----|---------------------------|
| 霞ヶ関キャピタル(株) | 第1回無担保社債 | 2019年3月11日 | - | 100,000 (20,000) | 0.360 | なし | 2019年9月11日～ 2024年3月11日 |
| 合計 | - | - | - | 100,000 (20,000) | - | - | - |

(注) 1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

| 1年以内(千円) | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|-------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|
| 短期借入金 | 350,200 | 570,000 | 2.9 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 184,877 | 265,978 | 1.1 | - |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | - | 7,792 | - | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。) | 1,455,368 | 3,387,231 | 1.1 | 2020年～2031年 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。) | - | 23,193 | - | |
| 合計 | 1,990,446 | 4,254,194 | - | - |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

| | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 287,506 | 1,178,219 | 219,197 | 216,650 |
| リース債務 | 6,746 | 7,082 | 7,435 | 1,927 |

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|------------------------------|-------|-------|-------|-----------|
| 売上高(千円) | - | - | - | 5,352,982 |
| 税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円) | - | - | - | 639,688 |
| 親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円) | - | - | - | 435,470 |
| 1株当たり四半期(当期)純 利益(円) | - | - | - | 163.49 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|--------------------|-------|-------|-------|--------|
| 1株当たり四半期純利益 (円) | - | - | - | 214.27 |

(注) 第4四半期連結会計期間から四半期連結財務諸表を作成しているため、第1四半期から第3四半期までの数値は記載しておりません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2018年8月31日) | 当事業年度 (2019年8月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 1,606,831 | 1,558,675 |
| 売掛金 | 1,26,284 | 1,128,699 |
| 営業投資有価証券 | - | 170,000 |
| 開発事業等支出金 | 9,733 | 21,903 |
| 販売用不動産 | 1,687,586 | 1,3436,864 |
| 前払金 | 162,611 | 681,161 |
| 前払費用 | 17,123 | 47,723 |
| その他 | 41,768 | 461,130 |
| 貸倒引当金 | - | 1,460 |
| 流動資産合計 | 1,551,940 | 5,104,698 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,683,141 | 25,157 |
| 構築物 | 5,074 | - |
| 機械及び装置 | 1,463,338 | 1,319,051 |
| 車両運搬具 | 6,029 | 10,735 |
| 工具、器具及び備品 | 11,899 | 3,557 |
| 土地 | 1,269,527 | 1,420,206 |
| リース資産 | 171,634 | 168,463 |
| 有形固定資産合計 | 1,610,645 | 947,172 |
| 無形固定資産 | | |
| 借地権 | 1,51,308 | - |
| リース資産 | - | 14,481 |
| その他 | 5,400 | 5,400 |
| 無形固定資産合計 | 56,708 | 19,881 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 400 | 400 |
| 出資金 | - | 628 |
| 関係会社有価証券 | - | 135,047 |
| 長期前払費用 | 47,301 | 85,089 |
| 繰延税金資産 | - | 2,879 |
| その他 | 45,565 | 90,282 |
| 投資その他の資産合計 | 93,266 | 314,327 |
| 固定資産合計 | 1,760,620 | 1,281,381 |
| 繰延資産 | | |
| 社債発行費 | - | 3,025 |
| 繰延資産合計 | - | 3,025 |
| 資産合計 | 3,312,560 | 6,389,105 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2018年8月31日) | 当事業年度 (2019年8月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 短期借入金 | 1,350,200 | 20,000 |
| 1年内償還予定の社債 | - | 20,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,318,877 | 1,3265,978 |
| リース債務 | - | 7,792 |
| 未払金 | 154,179 | 500,363 |
| 未払費用 | 20,887 | 37,951 |
| 未払法人税等 | 94,665 | 175,349 |
| 前受金 | 20,667 | 26,651 |
| 預り金 | 145,884 | 27,729 |
| 預り敷金 | 53,416 | 54,683 |
| 賞与引当金 | 24,012 | 58,948 |
| ポイント引当金 | 7,342 | - |
| その他 | - | 4,027 |
| 流動負債合計 | 1,056,133 | 1,199,476 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | - | 80,000 |
| 長期借入金 | 1,314,553,68 | 1,33,387,231 |
| リース債務 | - | 23,193 |
| 繰延税金負債 | 14,792 | - |
| 資産除去債務 | 24,076 | 21,404 |
| 長期預り敷金 | 117,951 | 124,066 |
| 固定負債合計 | 1,612,188 | 3,635,895 |
| 負債合計 | 2,668,321 | 4,835,371 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 170,000 | 408,512 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 74,998 | 313,510 |
| 資本剰余金合計 | 74,998 | 313,510 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 特別償却準備金 | 80,359 | 60,269 |
| 繰越利益剰余金 | 318,880 | 771,441 |
| 利益剰余金合計 | 399,240 | 831,711 |
| 株主資本合計 | 644,238 | 1,553,733 |
| 純資産合計 | 644,238 | 1,553,733 |
| 負債純資産合計 | 3,312,560 | 6,389,105 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日) | 当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|--------------|--|--|
| 売上高 | 4,041,067 | 3 5,335,034 |
| 売上原価 | 2,978,415 | 3,559,874 |
| 売上総利益 | 1,062,652 | 1,775,159 |
| 販売費及び一般管理費 | 1 692,526 | 1 1,085,750 |
| 営業利益 | 370,125 | 689,409 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 12 | 7 |
| ポイント引当金戻入益 | 1,015 | 7,823 |
| 為替差益 | - | 1,430 |
| 補助金収入 | 17,000 | - |
| 雑収入 | 899 | 2,703 |
| 開発事業等付随収入 | 14,618 | - |
| 営業外収益合計 | 33,545 | 11,964 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 34,670 | 35,381 |
| 社債利息 | - | 180 |
| 社債発行費償却 | - | 336 |
| アレンジメント手数料 | 26,663 | 28,787 |
| 営業外費用合計 | 61,334 | 64,685 |
| 経常利益 | 342,335 | 636,688 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 14,999 | - |
| 特別利益合計 | 14,999 | - |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 2 10,083 | - |
| 特別損失合計 | 10,083 | - |
| 税引前当期純利益 | 347,252 | 636,688 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 135,407 | 232,351 |
| 過年度法人税等戻入額 | - | 10,461 |
| 法人税等調整額 | 16,114 | 17,671 |
| 法人税等合計 | 119,292 | 204,217 |
| 当期純利益 | 227,960 | 432,470 |

【売上原価明細書】

(1) 自然エネルギー事業売上原価明細書

| 区分 | 前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日) | | 当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) | |
|------|--|--------|--|--------|
| | 金額(千円) | 構成比(%) | 金額(千円) | 構成比(%) |
| 開発原価 | 1,504,016 | 95.5 | 433,684 | 88.7 |
| 売電原価 | 70,254 | 4.5 | 55,268 | 11.3 |
| 合計 | 1,574,270 | 100.0 | 488,953 | 100.0 |

(2) 不動産コンサルティング事業売上原価明細書

| 区分 | 前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日) | | 当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) | |
|-------|--|--------|--|--------|
| | 金額(千円) | 構成比(%) | 金額(千円) | 構成比(%) |
| 不動産原価 | 1,131,491 | 80.6 | 2,782,777 | 90.6 |
| 賃貸原価 | 272,652 | 19.4 | 288,144 | 9.4 |
| 合計 | 1,404,144 | 100.0 | 3,070,921 | 100.0 |

(注) 当事業年度より、「ショッピングセンター事業」を「不動産コンサルティング事業」に移行しております。なお、前事業年度の区分につきましても変更後の区分方法に基づいております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 | 純資産合計 |
|----------------|---------|--------|-------------|-------------|-------------|------------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | 特別償却 準備金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 170,000 | 74,998 | 93,553 | 77,726 | 171,280 | 416,278 | 416,278 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | - | - | - | - | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | - | 227,960 | 227,960 | 227,960 | 227,960 |
| 特別償却準備金の 取崩 | - | - | 13,193 | 13,193 | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 13,193 | 241,153 | 227,960 | 227,960 | 227,960 |
| 当期末残高 | 170,000 | 74,998 | 80,359 | 318,880 | 399,240 | 644,238 | 644,238 |

当事業年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 株主資本 合計 | 純資産合計 |
|----------------|---------|---------|-------------|-------------|-------------|------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 | | | | |
| | | | 特別償却 準備金 | 繰越利益 剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 170,000 | 74,998 | 80,359 | 318,880 | 399,240 | 644,238 | 644,238 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 238,512 | 238,512 | - | - | - | 477,024 | 477,024 |
| 当期純利益 | - | - | - | 432,470 | 432,470 | 432,470 | 432,470 |
| 特別償却準備金の 取崩 | - | - | 20,090 | 20,090 | - | - | - |
| 当期変動額合計 | 238,512 | 238,512 | 20,090 | 452,560 | 432,470 | 909,494 | 909,494 |
| 当期末残高 | 408,512 | 313,510 | 60,269 | 771,441 | 831,711 | 1,553,733 | 1,553,733 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ただし、投資事業組合等への出資金についての詳細は「4. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項 (3) 投資事業組合等の会計処理」に記載しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

開発事業等支出金、販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2年～47年

構築物 5年～12年

機械及び装置 11年～17年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、未収入金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。なお、資産に係る控除対象外消費税のうち、棚卸資産に係るものは個々の棚卸資産の取得原価に算入することとしており、固定資産に係るものは投資その他の資産の「長期前払費用」に計上し5年間で均等償却しております。

(2) 営業投資の会計処理

当社が営業投資目的で行う投資（営業投資）については、営業投資目的以外の投資とは区分して「営業投資有価証券」として「流動資産」に表示しております。また、営業投資から生じる損益は、営業損益として表示することとしております。

なお、株式等の所有により、営業投資先の意思決定機関を支配している要件及び営業投資先に重要な影響を与えている要件を満たすこともありますが、その所有目的は営業投資であり、傘下に入れる目的で行われていないことから、当該営業投資先は、子会社及び関連会社に該当しないものとしております。

(3) 投資事業組合等の会計処理

当社は投資事業組合等の会計処理を行うに際して、投資事業組合等の財産の持分相当額を「営業投資有価証券」、または「関係会社有価証券」（以下「組合等出資金」という。）として計上しております。投資事業組合等への出資時に組合等出資金を計上し、投資事業組合等から分配された損益については、損益の純額に対する持分相当額を売上高として計上するとともに同額を組合等出資金に加減し、投資事業組合等からの出資金の払戻については組合等出資金を減額させております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

(表示方法の変更)

当期より連結財務諸表を作成することになったことを受け、特例財務諸表提出会社として、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、流動資産に表示されていた「繰延税金資産」13,811千円及び固定負債に表示されていた「繰延税金負債」28,603千円は、固定負債の「繰延税金負債」14,792千円として組替えております。

(貸借対照表関係)

(固定資産)

前事業年度において、独立掲記しておりました「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「ソフトウェア仮勘定」5,400千円は、「無形固定資産」の「その他」5,400千円として組み替えております。

また、前事業年度において、独立掲記しておりました「敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「敷金」29,257千円は、「投資その他の資産」の「その他」45,565千円として組み替えております。

(流動負債)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めて表示しておりました「預り金」及び「預り敷金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より「流動負債」に独立掲記しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「その他」199,301千円は、「流動負債」の「預り金」145,884千円、「預り敷金」53,416千円として組み替えております。

(追加情報)

(資産の保有目的の変更)

当社で保有しているショッピングセンターフォルテについて、保有目的を変更したことに伴い、該当する前払費用6,365千円、有形固定資産848,286千円(建物759,545千円、構築物4,764千円、機械及び装置329千円、車両運搬具208千円、工具、器具及び備品11,917千円、土地71,521千円)、無形固定資産その他51,308千円、投資その他の資産のその他52,738千円を販売用不動産に振替えております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保資産

| | 前事業年度 (2018年8月31日) | 当事業年度 (2019年8月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 現金及び預金 | 65,422千円 | 54,216千円 |
| 売掛金 | 8,819 | 4,885 |
| 販売用不動産 | 512,932 | 2,312,519 |
| 建物 | 164,084 | - |
| 機械及び装置 | 429,728 | 293,792 |
| 土地 | 168,421 | 96,900 |
| 借地権 | 51,308 | - |
| 計 | 1,400,716 | 2,762,314 |

担保付債務

| | 前事業年度 (2018年8月31日) | 当事業年度 (2019年8月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 短期借入金 | 335,000千円 | -千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 54,384 | 91,663 |
| 長期借入金 | 430,287 | 2,513,581 |
| 計 | 819,671 | 2,605,245 |

2 保証債務

関係会社の金融機関等からの借入に対し、次のとおり債務保証を行っております。

| | 前事業年度 (2018年8月31日) | 当事業年度 (2019年8月31日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 匿名組合 Alpha Energy | -千円 | 550,000千円 |

3 財務制限条項

当社が締結している金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されているものの主な内容は次のとおりであります。当該条項に抵触することとなった場合には、当該借入金について期限の利益を喪失するおそれがあります。

| | 前事業年度 (2018年8月31日) | 当事業年度 (2019年8月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 118,921千円 | 177,611千円 |
| 長期借入金 | 1,230,288 | 2,220,382 |
| 計 | 1,349,210 | 2,397,993 |

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | 前事業年度 (2018年8月31日) | 当事業年度 (2019年8月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | -千円 | 4,621千円 |

(損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日) | 当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|----------|--|--|
| 給料及び手当 | 150,273千円 | 268,411千円 |
| 役員報酬 | 78,140 | 99,750 |
| 賞与引当金繰入額 | 19,747 | 72,243 |
| 貸倒引当金繰入額 | - | 1,460 |
| 減価償却費 | 4,267 | 7,967 |
| 業務委託費 | 45,110 | 68,521 |
| おおよその割合 | | |
| 販売費 | 45.4% | 42.7% |
| 一般管理費 | 54.6 | 57.3 |

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2017年9月1日 至 2018年8月31日) | 当事業年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日) |
|-----------|--|--|
| 建物 | 9,036千円 | - 千円 |
| 工具、器具及び備品 | 1,046 | - |
| 計 | 10,083 | - |

3 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (2018年8月31日) | 当事業年度 (2019年8月31日) |
|------------|-----------------------|-----------------------|
| 営業取引による取引高 | | |
| 売上高 | - 千円 | 687千円 |

(有価証券関係)

関係会社有価証券(当事業年度の貸借対照表計上額は135,047千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2018年8月31日) | 当事業年度 (2019年8月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 未払事業税 | 4,218千円 | 7,821千円 |
| 賞与引当金 | 7,353 | 18,052 |
| ポイント引当金 | 2,248 | - |
| 抱合株式消滅差損 | 27,797 | 27,797 |
| 資産除去債務 | 7,373 | 6,574 |
| その他 | 8,168 | 7,295 |
| 繰延税金資産小計 | 57,159 | 67,540 |
| 評価性引当額 | 27,797 | 27,797 |
| 繰延税金資産合計 | 29,362 | 39,743 |
| 繰延税金負債 | | |
| 吸収合併に伴う時価評価差額 | 3,648 | 3,218 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 5,032 | 4,912 |
| 特別償却準備金 | 35,473 | 28,733 |
| 繰延税金負債合計 | 44,154 | 36,863 |
| 繰延税金資産(負債)純額 | 14,792 | 2,879 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2018年8月31日) | 当事業年度 (2019年8月31日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 30.9% | 法定実効税率と税効果 |
| (調整) | | 会計適用後の法人税等の |
| 法人税額の特別控除 | 2.7 | 負担率との間の差異が法 |
| 住民税均等割等 | 0.1 | 定実効税率の100分の5以 |
| 過年度法人税等戻入額 | - | 下であるため注記を省略 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.2 | しております。 |
| 留保金課税 | 5.8 | |
| 税率変更 | 0.0 | |
| 評価性引当額 | 1.3 | |
| 繰延消費税による調整 | - | |
| 申告差額 | - | |
| その他 | 0.4 | |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 34.4 | |

(重要な後発事象)

「1 連結財務諸表等(1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載しているため、記載を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期償却額 (千円) | 当期末残高 (千円) | 減価償却 累計額 (千円) |
|--------|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------------|
| 有形固定資産 | 建物 | 683,141 | 137,276 | 759,545 | 35,714 | 25,157 | 4,619 |
| | 構築物 | 5,074 | - | 4,764 | 310 | - | - |
| | 機械及び装置 | 463,338 | - | 95,570 | 48,716 | 319,051 | 172,391 |
| | 車両運搬具 | 6,029 | 10,432 | 208 | 5,518 | 10,735 | 6,384 |
| | 工具、器具及び備品 | 11,899 | 7,251 | 11,917 | 3,676 | 3,557 | 3,055 |
| | 土地 | 269,527 | 222,200 | 71,521 | - | 420,206 | - |
| | リース資産 | 171,634 | 15,870 | - | 19,041 | 168,463 | 21,950 |
| | 計 | 1,610,645 | 393,031 | 943,526 | 112,977 | 947,172 | 208,401 |
| 無形固定資産 | 借地権 | 51,308 | - | 51,308 | - | - | - |
| | リース資産 | - | 16,090 | - | 1,609 | 14,481 | 1,609 |
| | その他 | 5,400 | - | - | - | 5,400 | - |
| | 計 | 56,708 | 16,090 | 51,308 | 1,609 | 19,881 | 1,609 |

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

| | | |
|----|-------------------------|-----------|
| 土地 | 自然エネルギー事業における賃貸目的での土地取得 | 222,200千円 |
| 建物 | ショッピングセンターフォルテ内の修繕 | 122,707千円 |

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ショッピングセンターフォルテの保有目的変更に伴う、たな卸資産への振替

| | |
|-----------|-----------|
| 建物 | 759,545千円 |
| 構築物 | 4,764千円 |
| 機械及び装置 | 329千円 |
| 車両運搬具 | 208千円 |
| 工具、器具及び備品 | 11,917千円 |
| 土地 | 71,521千円 |
| 借地権 | 51,308千円 |

【引当金明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期増加額 (千円) | 当期減少額 (千円) | 当期末残高 (千円) |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 貸倒引当金 | - | 1,460 | - | 1,460 |
| 賞与引当金 | 24,012 | 58,948 | 24,012 | 58,948 |
| ポイント引当金 | 7,342 | - | 7,342 | - |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 9月1日から8月31日まで |
| 定時株主総会 | 11月中 |
| 基準日 | 8月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 8月31日 2月末日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 https://kasumigaseki.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | (1) 対象となる株主 毎年8月31日現在の株主名簿に記載または記録された当社株式1単元(100株)以上を保有されている株主 (2) 優待内容 当社株式を1単元(100株)以上保有の株主様に対して、一律QUOカード10,000円分を贈呈する。 (3) 贈呈の時期 毎年11月中旬に発送予定。 |

(注) 1. 当社定款の定めにより、当社の単元未満株式を保有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 2019年10月25日開催の取締役会において、株主名簿管理人の変更を決議しております。変更後の株主名簿管理人、事務取扱場所及び事務取扱開始日は以下のとおりであります。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

事務取扱開始日 2019年11月29日

3. 2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。この株式分割を機に、より多くの株主様に当社株式を保有していただくことを目的として2020年8月31日を基準日とする株主優待制度より一部変更いたします。

| 保有株式数 | 株主優待内容 | 基準日 |
|--------------|----------------|---------|
| 100株以上200株未満 | クオカード 5,000円分 | 毎年8月31日 |
| 200株以上 | クオカード 10,000円分 | 毎年8月31日 |

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資及び売出し 2019年10月24日関東財務局長に提出。

公募による新株式発行 2019年10月30日関東財務局長に提出。

第三者割当による新株式発行 2019年10月30日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2018年11月8日及び2018年11月16日関東財務局長に提出 2018年10月24日提出に係る訂正届出書であります。

2019年11月11日関東財務局長に提出 2019年10月30日提出に係る訂正届出書であります。

2019年11月11日関東財務局長に提出 2019年10月30日提出に係る訂正届出書であります。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第7期(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日) 2018年11月30日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第8期第1四半期(自 2018年9月1日 至 2018年11月30日) 2019年1月11日関東財務局長に提出。

第8期第2四半期(自 2018年12月1日 至 2019年2月28日) 2019年4月12日関東財務局長に提出。

第8期第3四半期(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日) 2019年7月12日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第7期(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日) 2018年12月7日関東財務局長に提出。

(6) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく
臨時報告書 2019年9月3日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月29日

霞ヶ関キャピタル株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 哲 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 雅也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている霞ヶ関キャピタル株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、霞ヶ関キャピタル株式会社及び連結子会社の2019年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年10月30日開催の取締役会において新株式発行を決議し、2019年11月15日に払込が完了している。また、会社は2019年10月30日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年11月29日

霞ヶ関キャピタル株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 哲 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石井 雅也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている霞ヶ関キャピタル株式会社の2018年9月1日から2019年8月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、霞ヶ関キャピタル株式会社の2019年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年10月30日開催の取締役会において新株式発行を決議し、2019年11月15日に払込が完了している。また、会社は2019年10月30日開催の取締役会において、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、第三者割当増資を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。